

平 成 27 年

奈良市議会 6 月定例会
提 出 議 案

奈 良 市

目 次

奈良市報告第 18 号	継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰 越し繰越計算書並びに予算繰越計算書の報告について……………	1
〃 第 19 号	株式会社奈良市清美公社の経営状況の報告について……………	14
〃 第 20 号	奈良市市街地開発株式会社の経営状況の報告について……………	26
〃 第 21 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況の報告に ついて……………	34
〃 第 22 号	一般財団法人奈良市総合財団の経営状況の報告につい て……………	47
〃 第 23 号	市長専決処分の報告について……………	64
〃 第 24 号	市長専決処分の報告について……………	68
〃 第 25 号	市長専決処分の報告について……………	72
〃 第 26 号	市長専決処分の報告について……………	94
〃 第 27 号	市長専決処分の報告について……………	98
〃 第 28 号	市長専決処分の報告について……………	100
〃 第 29 号	市長専決処分の報告について……………	102
〃 第 30 号	市長専決処分の報告について……………	104
奈良市議案第 65 号	奈良市附属機関設置条例の一部改正について……………	106
〃 第 66 号	奈良市情報公開条例の一部改正について……………	107
〃 第 67 号	奈良市個人情報保護条例の一部改正について……………	108
〃 第 68 号	奈良市特定個人情報保護条例の制定について……………	109
〃 第 69 号	奈良市職員の再任用に関する条例の一部改正について……………	128
〃 第 70 号	奈良市副市長の退職手当の特例に関する条例の一部改 正について……………	129
〃 第 71 号	奈良市共同浴場条例の一部改正について……………	130
〃 第 72 号	奈良市第 4 次総合計画後期基本計画について……………	131
〃 第 73 号	財産の取得について……………	132
〃 第 74 号	生駒市道路線認定に伴う承諾について……………	134
〃 第 75 号	市道路線の廃止について……………	136

奈良市議案第 76 号	市道路線の認定について……………	139
〃 第 77 号	副市長の選任について……………	145

継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し
繰越計算書並びに予算繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第145条第1項、第146条第2項及び第150条第3項、地方公
営企業法第26条第3項並びに同法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、次の繰越
計算書を別紙のとおり報告する。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成26年度奈良市一般会計継続費繰越計算書
- 2 平成26年度奈良市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 3 平成26年度奈良市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 4 平成26年度奈良市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 5 平成26年度奈良市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書
- 6 平成26年度奈良市水道事業会計継続費繰越計算書
- 7 平成26年度奈良市水道事業会計予算繰越計算書
- 8 平成26年度奈良市都祁水道事業会計予算繰越計算書
- 9 平成26年度奈良市下水道事業会計予算繰越計算書

平成26年度奈良市一般会計

款	項	事業名	継続費 の総額	平成26年度継続費	
				予算額 予計上	前年度通 次繰越額
9.土木費	4.都市計画費	(仮称)奈良IC周辺 まちづくり計画策定	円 13,500,000	円 9,000,000	円
合 計			13,500,000	9,000,000	

継続費繰越計算書

予算現額 計	支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				繰 越 金	特 定 財 源		
					国県支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円	円
9,000,000	3,500,000	5,500,000	5,500,000	2,475,000	⑥ 3,025,000		
9,000,000	3,500,000	5,500,000	5,500,000	2,475,000	3,025,000		

平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成26年度奈良市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. 総務費	1. 総務管理費	社会保障・税番号制度システム改修経費	円 7,000,000	円 7,000,000
		生涯スポーツ推進経費	2,000,000	2,000,000
		庁舎等施設整備事業	94,200,000	90,000,000
		スポーツ施設整備事業	45,000,000	45,000,000
	2. 企画費	定住促進経費	40,800,000	40,800,000
		まち・ひと・しごと創生総合戦略経費	4,500,000	4,500,000
		交通環境整備経費	21,460,000	21,460,000
		文化振興施設整備事業	52,280,000	44,234,000
	3. 徴税費	社会保障・税番号制度システム改修経費	28,000,000	28,000,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	精神障害者医療費助成システム改修経費	4,000,000	3,996,000
	2. 児童福祉費	被虐待児童対策地域協議会運営経費	16,000,000	16,000,000
		児童福祉施設整備事業	298,539,000	298,539,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	18,428,000	18,428,000
	2. 保健所費	健康相談経費	1,800,000	1,800,000
	3. 清掃費	クリーンセンター建設計画策定経費	25,000,000	23,004,000
6. 農林水産業費	1. 農林費	奈良の食プロジェクト事業経費	2,000,000	2,000,000
		農業施設整備事業	14,000,000	9,500,000
7. 商工費	1. 商工費	コミュニティビジネス支援事業経費	15,800,000	15,800,000
		プレミアム付き商品券発行事業経費	507,000,000	507,000,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	(国) 3,000,000			4,000,000
	(国) 2,000,000			—
	(国) 5,400,000	84,400,000		200,000
		45,000,000		—
	(国) 40,800,000			—
	(国) 4,489,000			11,000
	(国) 7,744,000			13,716,000
		44,200,000		34,000
	(国) 13,333,000			14,667,000
	(県) 1,998,000			1,998,000
	(国) 16,000,000			—
	(県) 265,367,000	33,100,000		72,000
	(国) 5,267,000			13,161,000
	(国) 1,800,000			—
				23,004,000
	(国) 2,000,000			—
		9,500,000		—
	(国) 15,800,000			—
	(国) 506,125,000			875,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
8. 観光費	1. 観光費	外国人おもてなし環境整備補助事業経費	円 5,000,000	円 5,000,000
		奈良のシカ保護育成事業経費	2,667,000	2,667,000
		観光案内板等多言語化事業経費	15,600,000	15,600,000
		観光案内所運営管理経費	30,440,000	30,440,000
		観光施設整備事業	111,979,000	111,979,000
9. 土木費	2. 道路橋梁費	道路橋梁新設改良事業	287,000,000	191,959,000
	3. 河川費	河川堤防改修事業	17,000,000	17,000,000
	4. 都市計画費	奈良市バリアフリー推進事業経費	8,000,000	8,000,000
		街路事業	320,900,000	229,558,000
10. 消防費	1. 消防費	消防設備整備事業	524,000,000	433,618,000
11. 教育費	2. 小学校費	小学校施設整備事業	801,488,000	800,171,000
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	964,000,000	964,000,000
	4. 高等学校費	高等学校施設整備事業	12,500,000	12,500,000
	6. 社会教育費	文化財整備事業	128,439,000	128,439,000
	7. 保健体育費	学校給食事務経費	19,200,000	19,200,000
12. 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	農林業用施設災害復旧事業	4,600,000	—
	2. 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業	13,200,000	10,243,000
合 計			4,463,820,000	4,159,435,000

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	⑤ 5,000,000			—
				2,667,000
	⑤ 15,600,000			—
	⑤ 30,440,000			—
	⑤ 25,060,000	72,300,000		14,619,000
	⑤ 79,721,000	112,000,000		238,000
		17,000,000		—
	⑤ 4,000,000			4,000,000
	⑤ 73,317,000	142,300,000		13,941,000
		311,100,000	⑤ 122,470,000	48,000
	⑤ 350,000,000	441,100,000		9,071,000
	⑤ 80,844,000	883,000,000		156,000
		12,500,000		—
	⑤ 102,750,000 ⑤ 15,413,000	10,200,000		76,000
				19,200,000
				—
	⑤ 2,001,000	8,200,000		42,000
	1,675,269,000	2,225,900,000	122,470,000	135,796,000

平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成26年度奈良市一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳	
				支出済額	支出未済額
10. 消 防 費	1. 消 防 費	常備消防機器管理経費	円 499,000	円	円 499,000
		消防車両整備事業	69,120,000		69,120,000
合 計			69,619,000		69,619,000

平成26年度奈良市土地区画整理事業

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	円 111,500,000	円 94,102,000
2. J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	1. J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業	28,000,000	27,872,000
合 計			139,500,000	121,974,000

平成26年度奈良市介護保険

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1. 総務費	1. 総務管理費	介護保険事務経費	円 7,300,000	円 7,300,000
合 計			7,300,000	7,300,000

事故繰越し繰越計算書

支 出 負 担 行為予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
		既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			
			国県支出金	地 方 債	一 般 財 源	
円 180,000	円 679,000	円	円	円	円 679,000	事故による車両納品遅延のため
	69,120,000		⑨16,068,000	53,000,000	52,000	事故による車両納品遅延のため
180,000	69,799,000		16,068,000	53,000,000	731,000	

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	⑨ 19,196,000	74,900,000		6,000
	⑨ 11,386,000	16,400,000		86,000
	30,582,000	91,300,000		92,000

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	⑨ 3,650,000			3,650,000
	3,650,000			3,650,000

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成 2 6 年度奈良市水道事業会計

款	項	事業名	継続費 の総額	平成 2 6 年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
1. 資本的支出	1. 施設整備事業費	口径800耗配水 本管布設工事	円 1,634,418,000	円 7,830,000	円	円 7,830,000
	2. 施設費	緑ヶ丘浄水場排水 処理施設改良 工事	1,680,000,000	483,000,000	169,302,000	652,302,000
		緑ヶ丘浄水場急 速ろ過池設備改 良工事	1,117,800,000	22,680,000		22,680,000
合 計			4,432,218,000	513,510,000	169,302,000	682,812,000

平成 2 6 年度奈良市水道事業
地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	
1. 資本的支出	2. 施 設 費	配水施設事業	円 88,382,000	円 59,282,690	円 16,692,000	
	3. 配水施設改良 費	配水施設改良 事業	389,091,000	301,023,944	6,000,000	
		受託配水管改良 事業	185,460,000	81,698,074	68,974,000	
合 計			662,933,000	442,004,708	91,666,000	

継続費繰越計算書

支 払 義 務 発 生 (見 込) 生 額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	翌年度通次繰越額に 係る財源内訳	翌年度通次繰越額に 係る繰越を要する たな卸資産の購入限度額
			損益勘定留保資金	
円	円	円	円	円
	7,830,000	7,830,000	7,830,000	
481,950,000	170,352,000	170,352,000	170,352,000	
20,412,000	2,268,000	2,268,000	2,268,000	
502,362,000	180,450,000	180,450,000	180,450,000	

平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌 年 度 繰 越 額 に 係る繰越を要する た な 卸 資 産 の 購 入 限 度 額	説 明
受託負担金	繰 越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
	4,401,000	12,291,000	12,407,310		地元調整に時間を要したため
		6,000,000	82,067,056		随伴工事遅延のため
13,463,000	23,101,200	32,409,800	34,787,926		随伴工事遅延のため
13,463,000	27,502,200	50,700,800	129,262,292		

平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成２６年度奈良市都祁水道事業
地方公営企業法第２６条第１項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	1. 施設費	原水分配池活性炭 注入設備設置工事	円 11,340,000	円	円 8,693,000
合	計		11,340,000		8,693,000

平成２６年度奈良市下水道事業
地方公営企業法第２６条第１項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	管渠建設事業	円 669,326,000	円 506,861,734	円 155,636,000
		流域下水道整備 事業	158,783,000	139,627,438	7,489,000
合	計		828,109,000	646,489,172	163,125,000

会計予算繰越計算書
規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
円	円	円	円	
7,900,000	793,000	2,647,000		資材調達に時間を要したため
7,900,000	793,000	2,647,000		

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

会計予算繰越計算書
規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	
46,882,000	108,754,000		6,828,266		推進工における施工能力の低下及び地元調整に時間を要したため
	7,489,000		11,666,562		県が実施する事業の負担金のため（県事業繰越）
46,882,000	116,243,000		18,494,828		

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

株式会社奈良市清美公社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の経営状況を次のとおり報告する。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成 26 年度 事業報告書

自 平成 26 年 4 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

1. 事業概要

株式会社奈良市清美公社は、公共への奉仕をモットーに積極的に生活環境の保全と美化の推進に寄与するために、奈良市等からの受託事業として、し尿収集運搬、公園・広場等の清掃、建物清掃、ごみ収集運搬、犬・猫等動物の捕獲運搬及び飼育等の業務を実施しました。

一方、受託外事業として、浄化槽の清掃・保守点検、雑排水管洗浄の業務を積極的な企業運営により行いました。

2. 主要な事業内容

当公社の主要な事業は次のとおりです。

(受託事業)

- し尿収集運搬及び手数料徴収業務
- 公園・広場、公衆便所、地下道等の清掃に関する業務
- 施設の建物清掃に関する業務
- 家庭ごみ、再生資源、発泡スチロール製食品トレイの各収集運搬、焼却灰・非鉄の運搬に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(受託外事業)

- 浄化槽の清掃・保守点検、雑排水管洗浄に関する業務

3. 各業務の実施事項

(受託業務)

(1) し尿収集運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

第6条の2の規定を遵守し、一般家庭及び事業所等のし尿汲み取りを実施しました。

・ 汲 み 取 り 件 数	年 間	19,603件
	月平均	1,634件
・ 職 員		9名
・ 車 両		5台

(2) し尿汲取手数料徴収業務

し尿汲取手数料の徴収業務を、社員で行いました。さらに、効率的な集金体制を確立するため金融機関口座振替制度のより一層の充実に努めました。

(3) 公園・広場、公衆便所、地下道等の各清掃業務

公園緑地の清掃（草刈り、樹木のせん定、遊具の塗装を含む）、広場等の清掃、街路樹のかん水を実施しました。また、公衆便所の清掃・管理及び地下道等清掃の各業務を実施しました。

・ 公 園 広 場 緑 地	572か所
・ 樹 木 の か ん 水	6路線
・ 公 衆 便 所	2か所
・ 地 下 道 等	6か所
・ 草 刈 り	11か所
・ 職 員	8名
・ 車 両	8台

(4) 建物清掃業務

環境清美センター内事務厚生棟、環境清美工場、奈良市写真美術館、福祉政策課分室、奈良町からくりおもちゃ館、奈良市音声館の清掃業務を実施しました。

・ 清 掃 施 設	6施設
・ 職 員	8名
・ 車 両	1台

(5) 家庭ごみ、再生資源、発泡スチロール製食品トレイの各収集運搬業務、焼却灰・非

鉄運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2の規定を遵守し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パックの収集運搬業務を実施しました。また、公民館等の公共施設を拠点に回収された発泡スチロール製食品トレイの収集運搬業務、環境清美工場より排出される焼却灰・非鉄の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務を実施しました。

・ ごみ、再生資源

東 部 地 域	(田原・柳生・大柳生・東里・狭川・精華・高円山 離宮・鉢伏の各地区)	2,488戸
中 高 層 住 宅	(都市再生機構等)	10,880戸
月ヶ瀬・都祁地域		2,601戸
市街地家庭系ごみ		36,814戸
・ 発泡スチロール製食品トレイ		30か所
・ 町内清掃・不法投棄ごみ		8回
・ 職 員		37名
・ 車 両		31台

(受託外業務)

(6) 浄化槽・保守点検、雑排水管洗浄業務

浄化槽清掃業務は「浄化槽法」第35条の規定により奈良市長の許可を受け、また、保守点検業務は「浄化槽法」第48条の規定により奈良県知事に登録し、排水管高圧洗浄業務とともに実施しました。

・ 浄 化 槽 清 掃	4,233件
・ 保 守 点 検	3,450件
・ 高 圧 洗 浄	86件
・ 職 員	5名
・ 車 両	11台

貸 借 対 照 表

平成 2 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【488,282,394】	【流 動 負 債】	【83,272,180】
現金・預金	405,891,149	未払金	40,516,934
未収入金	15,529,924	未払法人税等	7,851,600
受託事業未収金	60,158,096	前受金	3,000
手数料未収金	3,097,119	預り金	5,889,817
貯蔵品	2,326,718	仮受金	376,210
前払費用	1,645,670	手数料未払金	3,097,119
立替金	108,596	未払消費税	25,537,500
貸倒引当金	△ 474,878	【固 定 負 債】	【283,773,446】
		退職給与引当金	283,773,446
【固 定 資 産】	【168,607,336】		
(有形固定資産)	(156,137,044)	負 債 合 計	367,045,626
建物	85,068,907	純 資 産 の 部	
建物付属設備	5,723,219	【株 主 資 本】	【289,844,104】
構築物	683,393	資 本 金	10,000,000
機械器具	49,275		
車両運搬具	15,536,834	(利益剰余金)	(279,844,104)
什器備品	6,855,026	その他利益剰余金	279,844,104
電話設備	257,590	任意積立金	70,000,000
土地	41,962,800	繰越利益剰余金	209,844,104
(無形固定資産)	(4,622,170)		
電話加入権	309,500		
地役権	300,000		
ソフトウェア	4,012,670		
(投資その他の資産)	(7,848,122)		
出資金	1,430,000		
長期貸付金	5,958,352		
保証金	10,000		
リサイクル預託金	449,770		
		純 資 産 合 計	289,844,104
資 産 合 計	656,889,730	負 債 ・ 純 資 産 合 計	656,889,730

損 益 計 算 書

自 平成 2 6 年 4 月 1 日

至 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	金 額	
【売 上 高】		
受 託 事 業 収 入	589,170,676	
浄 化 槽 収 入	81,377,109	
高 圧 洗 浄 収 入	1,778,676	672,326,461
【売上原価】		
事 業 直 接 原 価	509,178,490	509,178,490
売 上 総 利 益 金 額		163,147,971
【販売費及び一般管理費】		113,755,890
営 業 利 益 金 額		49,392,081
【営業外収益】		
受 取 利 息	305,429	
受 取 配 当 金	5,200	
雑 収 入	1,074,197	1,384,826
【営業外費用】		
雑 損 失		12,786
経 常 利 益 金 額		50,764,121
【特 別 利 益】		
固 定 資 産 売 却 益	100,868	50,864,989
【特 別 損 失】		
貸 倒 損 失	71,010	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	39,998	
退 職 給 与 引 当 金 繰 入 損	31,948,057	32,059,065
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		18,805,924
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		12,687,454
当 期 純 利 益 金 額		6,118,470

株主資本等変動計算書

自 平成 2 6 年 4 月 1 日

至 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

株主資本

資本金	前期末残高及び当期末残高	<u>10,000,000</u>
-----	--------------	-------------------

利益剰余金

その他利益剰余金

任意積立金	前期末残高及び当期末残高	<u>70,000,000</u>
-------	--------------	-------------------

繰越利益剰余金	前期末残高	203,725,634
---------	-------	-------------

当期変動額	当期純利益金額	<u>6,118,470</u>
-------	---------	------------------

当期末残高	<u>209,844,104</u>
-------	--------------------

利益剰余金合計	前期末残高	273,725,634
---------	-------	-------------

当期変動額	<u>6,118,470</u>
-------	------------------

当期末残高	<u>279,844,104</u>
-------	--------------------

株主資本合計	前期末残高	283,725,634
--------	-------	-------------

当期変動額	<u>6,118,470</u>
-------	------------------

当期末残高	<u>289,844,104</u>
-------	--------------------

純資産合計	前期末残高	283,725,634
-------	-------	-------------

当期変動額	<u>6,118,470</u>
-------	------------------

当期末残高	<u>289,844,104</u>
-------	--------------------

財 産 目 録

平成 2 7 年 3 月 3 1 日現在

科 目	明 細	合 計
【流 動 資 産】	円	円
現 金		【488,282,394】
預 金		10,800
		405,880,349
	当座預金	0
	普通預金	183,769,773
	南都銀行本店	148,705,434
	奈良信用金庫奈良支店	8,497,187
	りそな銀行新奈良営業部	8,397,483
	ゆうちょ銀行（振替口座）	12,369,360
	奈良県農協奈良市柏木支店	5,800,309
	定期預金	222,110,576
	南都銀行本店	15,000,000
	奈良信用金庫奈良支店	50,000,000
	りそな銀行新奈良営業部	15,000,000
	奈良県農協本店	60,000,000
	近畿労働金庫奈良支店	32,110,576
	三菱東京U F J 銀行奈良支店	10,000,000
	みずほ銀行奈良支店	20,000,000
	三井住友銀行奈良支店	10,000,000
	ゆうちょ銀行	10,000,000
受託事業未収金		60,158,096
	し尿収集運搬業務	12,257,000
	中高層住宅ごみ収集運搬業務	7,371,320
	東部地域・精華地域等ごみ収集運搬業務	2,139,910
	月ヶ瀬・都祁ごみ収集運搬業務	2,977,230
	市街地家庭系ごみ収集運搬業務 (1)	6,499,870
	市街地家庭系ごみ収集運搬業務 (2)	6,499,870
	大型・有害ごみ収集運搬業務	1,248,030
	東部地域再生資源収集運搬業務	1,049,000
	中高層住宅再生資源収集運搬業務	1,826,500
	環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務	587,250
	発泡スチロール製食品トレイ収集運搬業務	291,000

科 目	明 細	合 計
	円	円
	町内清掃及び不法投棄一般廃棄物収集運搬業務	32,184
	アダプトプログラム一般廃棄物収集運搬業務	86,400
	焼却灰運搬業務	1,248,984
	非鉄運搬業務	625,802
	公園広場等清掃業務	10,313,820
	公衆便所管理業務	123,120
	地下道等清掃業務	866,160
	環境清美センター事務厚生棟及び駐車場棟清掃業務	763,920
	環境清美工場清掃業務	1,296,000
	奈良市音声館清掃業務	471,393
	犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務	1,583,333
手 数 料 未 収 金		3,097,119
	現年度分汲取手数料未収金	2,923,699
	平成 2 5 年度分 〃	55,468
	平成 2 4 年度分 〃	46,900
	平成 2 3 年度分 〃	45,746
	平成 2 2 年度分 〃	25,306
未 収 金		15,529,924
	浄化槽収入未収金	15,313,098
	高圧洗浄収入未収金	190,476
	その他未収金	26,350
立 替 金		108,596
	労災保険の休業補償	108,596
前 払 費 用		1,645,670
	自動車保険料他未経過分	1,645,670
貸 倒 引 当 金		△ 474,878
	貸倒見込額としての当期損金額	△ 474,878
貯 蔵 品		2,326,718
	浄化槽維持管理用部品その他の期末在庫高	2,326,718
【固 定 資 産】		【168,607,336】
(有形固定資産)		(156,137,044)
土 地		41,962,800
	奈良市大安寺西三丁目 1 0 番 2 1 号外 8 筆	41,962,800
建 物		85,068,907
	事務所鉄筋コンクリート造 3 階建	85,068,907

科 目	明 細		合 計
		円	円
建 物 設 備			5,723,219
	電気設備 その他	5,723,219	
構 築 物			683,393
	給油設備 その他	683,393	
機 械 器 具			49,275
	コンプレッサー その他	49,275	
車 両 運 搬 具			15,536,834
	バキューム車 12 台	565,948	
	パッカー車 19 台	14,651,942	
	トラック及びダンプ 9 台	180,016	
	タンクローリー 1 台	1	
	軽四バン他 7 台	138,925	
	事務用車 2 台	2	
什 器 備 品			6,855,026
	エアコン その他	6,855,026	
電 話 設 備			257,590
	電話設備	257,590	
(無形固定資産)			(4,622,170)
電 話 加 入 権			309,500
	電話加入料	309,500	
地 役 権			300,000
	道路永代使用料	300,000	
ソ フ ト ウ ェ ア			4,012,670
	年末調整システム他	4,012,670	
(投資その他の資産)			7,848,122
出 資 金			1,430,000
	奈良信用金庫への出資金	130,000	
	奈良県ビルメンテナンス協同組合への出資金	1,300,000	
長 期 貸 付 金			5,958,352
	社員互助会の厚生資金	2,500,000	
	社員マイホームの建設資金	3,458,352	
保 証 金			10,000
	酸素ボンベ使用保証金	10,000	
リサイクル預託金			449,770
	車両リサイクル料金	449,770	
資 産 合 計			656,889,730

科 目	明 細		合 計
		円	円
【流 動 負 債】			【83,272,180】
未 払 法 人 税 等			7,851,600
	未払法人県民税及び市民税納付分	7,851,600	
未 払 消 費 税			25,537,500
	仮受消費税納入分	25,537,500	
手 数 料 未 払 金			3,097,119
	受託事業（し尿汲取手数料）の奈良市への納入未済金	3,097,119	
未 払 金			40,516,934
	作業車の軽油代外買掛金	40,516,934	
仮 受 金			376,210
	し尿汲取手数料等の銀行振込金のうち未整理分	376,210	
預 り 金			5,889,817
	3 月分健康（厚生年金）保険料	3,977,266	
	3 月分市・県民税	1,310,200	
	3 月分源泉徴収税	602,351	
前 受 金			3,000
	電柱敷地使用料	3,000	
【固 定 負 債】			【283,773,446】
退 職 給 与 引 当 金	退職給与引当損としての計上額		283,773,446
負 債 合 計			367,045,626
差 引 正 味 財 産			289,844,104

役 員

(平成27年3月31日現在)

代表取締役 葛 原 克 巳

取 締 役 西 山 良 次 (非常勤)

取 締 役 乾 一 太 郎

取 締 役 中 久 保 晃 一

監 査 役 西 谷 忠 雄 (非常勤)

監 査 役 福 岡 義 郎 (非常勤)

奈良市市街地開発株式会社の 経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成26年度事業報告書

自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日

事業概要

当社は、奈良市内において再開発事業により設置されました商業床の管理運営及び市営駐車場の施設管理等、またこれらに付帯する事業を行ってまいりました。

当期は、商業床の管理運営にあたっては、厳しい経済状況が続く中で、集客と売上向上、テナント誘致活動に全力で取り組み、市営駐車場の施設管理運営におきましても、安全性・利便性・快適性をより高めることを目指し、顧客満足度の向上に取り組んでまいりました。

当期の業績につきましては、売上高として224,215,691円で、経常利益は3,835,151円となりました。

今後におきましても、テナント誘致、経営改善はもちろん、施設利用環境を整え、安心・安全を基本として、満足して利用できる施設運営に取り組み、各事業において目標管理を徹底し、きめ細やかで効率的な運営体制の強化と総コストの削減を図り、安定した収益の確保、業績の維持向上のため更なる努力をしてまいり所存であります。

主要な事業内容

当社の主要な事業は、奈良市市街地再開発地区における市営駐車場、商業床等の施設管理及びこれらに付帯する事業であり、今期の主な事業は次のとおりです。

- ・ 奈良市営 J R 奈良駅第 1 駐車場の施設管理
- ・ 奈良市営 J R 奈良駅第 2 駐車場の施設管理
- ・ なら 100 年会館地下駐車場の施設管理
- ・ J R 奈良駅前再開発第 1 ビル商業床の管理経営
- ・ 近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合の業務代行
- ・ 奈良市営西部会館駐車場の施設管理
- ・ 前各号の関連又は付帯業務等

貸 借 対 照 表

平成 2 7 年 3 月 3 1 日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【 流 動 資 産 】	【151,928,453】	【 流 動 負 債 】	【37,736,558】
現 金 及 び 預 金	131,966,542	未 払 金	1,400,000
未 収 入 金	12,638,751	未 払 外 注 費	7,486,649
前 払 費 用	5,799,160	未 払 費 用	2,078,740
預 け 金	1,524,000	前 受 金	179,366
		仮 受 金	179,500
		預 り 金	10,000
		売 上 預 り 金	26,105,803
		未 払 法 人 税 等	296,500
【 固 定 資 産 】	【23,845,160】	【 固 定 負 債 】	【17,351,442】
(有形固定資産)	(23,401,160)	預 り 保 証 金	17,351,442
建 物	17,762,024	負 債 の 部 計	55,088,000
建 物 附 属 設 備	16,447,976	純 資 産 の 部	
車 両 運 搬 具	794,915	【 株 主 資 本 】	【120,685,613】
減 価 償 却 累 計 額	△11,603,755	[資 本 金]	[100,000,000]
(無形固定資産)	(394,000)	[資 本 剰 余 金]	[18,656,040]
電 話 加 入 権	394,000	(その他資本剰余金)	(18,656,040)
(投資その他の資産)	(50,000)	[利 益 剰 余 金]	[2,029,573]
保 証 金	50,000	(その他利益剰余金)	(2,029,573)
		繰越利益剰余金	2,029,573
		(うち当期純利益)	(3,835,151)
		純 資 産 の 部 計	120,685,613
資 産 の 部 計	175,773,613	負債・純資産の部計	175,773,613

損 益 計 算 書

自 平成 2 6 年 4 月 1 日

至 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

科 目	金 額	
		円
【売 上 高】		
売 上 高	224,215,691	224,215,691
売 上 総 利 益		224,215,691
【販売費及び一般管理費】		220,601,120
営 業 利 益		3,614,571
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	175,947	
雑 収 入	341,133	517,080
経 常 利 益		4,131,651
税引前当期純利益		4,131,651
法人税等充当額		296,500
当 期 純 利 益		3,835,151

株 式 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成 2 6 年 4 月 1 日

至 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

			前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高
株 主 資 本	資 本 金		100,000,000				100,000,000
	資本 剰余金	資 本 準 備 金					
		他 資 本 剰 余 金	18,656,040				18,656,040
	利益 剰余金	利 益 準 備 金					
		他 利 益 剰 余 金	△1,805,578		3,835,151	3,835,151	2,029,573
	自 己 株 式						
	株 主 資 本 合 計		116,850,462		3,835,151	3,835,151	120,685,613
評価・換算差額等合計							
新 株 予 約 権							
純 資 産 合 計			116,850,462		3,835,151	3,835,151	120,685,613
資本 剰余金 の内訳	他 資 本 剰 余 金		18,656,040				18,656,040
	資 本 剰 余 金 合 計		18,656,040				18,656,040
利益 剰余金 の内訳	繰 越 利 益 剰 余 金		△1,805,578		3,835,151	3,835,151	2,029,573
	利 益 剰 余 金 合 計		△1,805,578		3,835,151	3,835,151	2,029,573

財 産 目 録

平成 2 7 年 3 月 3 1 日現在

科 目	明 細	合 計
(流動資産)		円
現 金		(151,928,453)
		3,780,889
預 金		3,780,889
	普通預金	128,185,653
	南都銀行市役所出張所	
	定期預金	116,496,245
	南都銀行市役所出張所	
未 収 入 金		11,689,408
	受託料未収分	12,638,751
前 払 費 用		12,638,751
	地代家賃他	5,799,160
預 け 金		5,799,160
	両替金	1,524,000
		1,524,000
(固定資産)		(23,845,160)
有 形 固 定 資 産		23,401,160
建 物	店舗区画形成	17,762,024
建 物 附 属 設 備	空調設備他	16,447,976
車 両 運 搬 具	スズキアルト	794,915
減 価 償 却 累 計 額		△11,603,755
無 形 固 定 資 産		394,000
電 話 加 入 権	電話加入料	394,000
投 資 他 の 資 産		50,000
保 証 金	契約保証金	50,000
資 産 合 計		175,773,613

科 目	明 細		合 計
(流動負債)			円 (37,736,558)
未 払 金			1,400,000
	消費税	1,400,000	
未 払 外 注 費			7,486,649
	3 月分外注費	7,486,649	
未 払 費 用			2,078,740
	水道光熱費他	2,078,740	
前 受 金			179,366
	4 月分賃料他	179,366	
仮 受 金			179,500
	互助会補助券	179,500	
預 り 金			10,000
	テナント会費	10,000	
売 上 預 り 金			26,105,803
	テナント売上金他	26,105,803	
未 払 法 人 税 等			296,500
	地方税均等割額	296,500	
(固定負債)			(17,351,442)
預 り 保 証 金			17,351,442
	契約保証金	17,351,442	
負 債 合 計			55,088,000
差引正味財産			120,685,613

役 員

(平成27年3月31日現在)

取締役社長 津 山 恭 之 (非常勤)

取 締 役 川 本 了 造 (非常勤)

取 締 役 向 井 淳 治 (非常勤)

取 締 役 南 善 嗣 (非常勤)

取 締 役 西 村 元 秀 (非常勤)

監 査 役 福 岡 義 郎 (非常勤)

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
経営状況の報告について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況を次のとおり報告する。

平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成26年度事業報告書

自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日

1 事業概要

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上・健康の増進・情操の純化を図り、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的として、また、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えるため、以下のとおり実生活に役立つ教育・学術・文化に関する各種の社会教育・生涯学習事業を行い、市民が心身ともに健康かつ豊かな生活を送ることができる機会を提供した。

さらに、市民の立場に立った施設運営を行うとともに、地域における「学びの場」・「地域づくりの拠点」としての機能を強化し、自己学習・相互学習・家庭教育の場として、市民の学習活動を促進した。また、自主グループを育成し学びの成果を生かせる場を提供するとともに、地域の学校や各種の活動団体、関係各課・機関との連携を図りつつ、地域の課題解決に向けての支援に努めた。加えて、公民館運営についての評価・研究を行い、公民館の充実に努めた。また、各種事業の企画・運営に職員のもつ特技を生かし、経費削減につなげた。

奈良市生涯学習財団は公民館の活性化を目的として設立された団体である一方で指定管理者でもあるため、市民や行政の期待に応える高い専門性を有した団体であり続けるとともに、改革意識をもって組織及び職員の活性化や自主財源の確保に努め、社会教育の振興に一層寄与するべく事業を展開した。

2 事業実施内容

(1) 協定事業 40,373件 596,914人

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開した。

① 公民館事業 424件 68,569人

生涯学習センター・公民館の活性化と市民への多様な学習機会の提供を図り、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行った。また、各施設・地域の特長を生かすとともに、すべての施設において高齢者・男女・青少年・家庭教育・共生の5重

点分野の事業を開催することにより、奈良市全域で充実した事業展開を行った。

- | | | | |
|----|---|------|---------|
| 01 | 教養・文化・国際交流に関する事業 | 67件 | 9,163人 |
| | 「奈良学セミナー」「作って食べてお国を知ろう！～ネパール編～」「僧侶に聞く！」「ふるさと再発見！～富雄のイマが面白い～」「こども歴史探検隊」他 | | |
| 02 | 教育・福祉・人権に関する事業 | 72件 | 11,811人 |
| | 「託児ボランティア養成講座」「茶芽っ子クラブ」「高齢者学級」「女性講座」「Peace&オキナワ」「じいじとばあばはこれ聞いて！～次世代育児に関わるコツ～」他 | | |
| 03 | 芸術・芸能に関する事業 | 68件 | 8,651人 |
| | 「おやこdeアート」「デジカメ基本の基～祭り探訪～」「登美南こどもシネマ」「楽しい♪女声合唱」「たかっちゃんの紙芝居」「人形劇」「年賀状は絵手紙で！」他 | | |
| 04 | 科学・情報・産業技術に関する事業 | 34件 | 1,760人 |
| | 「めざせ！こうもり博士」「教えて！面白サイエンス工作」「ワード2010入門講座」「ガイドとめぐる奈良公園の木々と史跡」「二名星空教室」「夏休み里山探検！」他 | | |
| 05 | 家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業 | 110件 | 20,108人 |
| | 「生涯学習フェスタ2015」「おとうさんと挑戦！ピザを作ろう」「絵本大好きおはなし会」「みあと教育力パワーアップ講座～あなたに知ってほしい 子ども虐待のこと～」他 | | |
| 06 | 健康・衛生・環境に関する事業 | 38件 | 14,449人 |
| | 「奈良大学公開講座『夏の夜話2014』」「災害時のトイレから防災を考える」「田原ファン倶楽部」「男性シニア いきいき健康体操」「詳しく知りたい！認知症」他 | | |
| 07 | 体育・スポーツ・レクリエーションに関する事業 | 35件 | 2,627人 |
| | 「学園前カンフーキッズ」「田原やま里絶景ウォーク」「基礎から始める！本格太極拳」「デーキャンプin平城西」「チームになろう！ストリートダンス」他 | | |

② 公民館管理運営事業

39,949件 528,345人

地域の拠点である公民館の機能強化と、市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行った。

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	延床面積	3,588㎡
奈良市立中部公民館	延床面積	4,359㎡
奈良市立西部公民館	延床面積	3,337㎡
奈良市立南部公民館	延床面積	980㎡
奈良市立三笠公民館	延床面積	752㎡
奈良市立田原公民館	延床面積	550㎡
奈良市立富雄公民館	延床面積	701㎡
奈良市立柳生公民館	延床面積	335㎡
奈良市立若草公民館	延床面積	750㎡
奈良市立登美ヶ丘公民館	延床面積	599㎡
奈良市立興東公民館	延床面積	429㎡
奈良市立春日公民館	延床面積	543㎡
奈良市立二名公民館	延床面積	501㎡
奈良市立京西公民館	延床面積	538㎡
奈良市立平城西公民館	延床面積	499㎡
奈良市立伏見公民館	延床面積	516㎡
奈良市立富雄南公民館	延床面積	504㎡
奈良市立平城公民館	延床面積	571㎡
奈良市立飛鳥公民館	延床面積	501㎡
奈良市立都跡公民館	延床面積	518㎡
奈良市立登美ヶ丘南公民館	延床面積	500㎡
奈良市立平城東公民館	延床面積	500㎡
奈良市立月ヶ瀬公民館	延床面積	1,846㎡
奈良市立都祁公民館	延床面積	425㎡

(2) 自主事業

35件 9,887人

外部資金による事業や、奈良市の関連諸施策と連動した事業など、以下の4分類にわたり事業を開催した。これにより、市民の生活環境の向上や学習機会の拡大、事業内容の充実を図ることができた。また、当財団の取り組みをより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かして10件の講師派遣等を行った。

01 教養・文化・国際交流に関する事業

3件 1,418人

「奈良ひとまち大学」

地域課題の解決を目指すモデル公民館等プロジェクト事業「イチから学ぶ！多聞城」 他

02 教育・福祉・人権に関する事業

2件 122人

奈良市家庭教育講演会「冬の遊びまつり～親子で楽しい運動遊び～」 他

03 芸術・芸能に関する事業

6件 867人

ムジークフェストなら2014「ムジカ・ドマーニピアノコンサート～東北支援のための～」

ムジークフェストなら2014「ジャズ・ラテンそしてちょっぴり歌謡曲」

ムジークフェストなら2014「徂徠真弓 Jazz Vocal Trio」

ムジークフェストなら2014「春日の館で聴く、白熱のジャズ！」

ムジークフェストなら2014「うたごころ、伝える～奈良フィルメンバーとともに～」

ムジークフェストなら2014「クラシックギター in 旧田中家住宅」

04 家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

24件 7,480人

奈良市子育てスポット事業「おやこひろば」

奈良市子育てスポット事業「子育てママのひととき」

奈良市子育てスポット事業「とみがおか すくすくサロン」

奈良市子育てスポット事業「なかよしクラブ」

奈良市子育てスポット事業「子育てのんびり空間」

奈良市子育てスポット事業「二名すくすく水よう日」

奈良市子育てスポット事業「ぶよ☆ぷよの会」

奈良市子育てスポット事業「平城西びよびよひろば」

奈良市子育てスポット事業「富雄南とつとこ広場」

奈良市子育てスポット事業「おやこふれあいひろば」

奈良市子育てスポット事業「みあと子育てサロン」

アクティブシニア農業体験事業「プチ田舎暮らし・田原－手もみ茶－」

アクティブシニア農業体験事業「プチ田舎暮らし・柳生－竹かごづくり－」

アクティブシニア農業体験事業「プチ田舎暮らし・興東－木の実染め－」

アクティブシニア農業体験事業「プチ田舎暮らし・月ヶ瀬－農家の暮らし体験－」

アクティブシニア農業体験事業「プチ田舎暮らし・都祁－都祁散策・いも収穫体験－」

他

(3) その他

奈良市が文部科学省委託事業として実施した「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム『地域育ち☆親と子の支援プロジェクト』」において、二名公民館をモデルとし、地域団体や関係者による企画推進委員会を設立、ふりかえり委員会を組織して、学習支援プログラム開発の共同研究を推進した。

貸 借 対 照 表

平成 2 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	76,180,268	46,254,275	29,925,993
未収金	202,847	233,740	△ 30,893
流動資産合計	76,383,115	46,488,015	29,895,100
2. 固定資産			
基本財産			
定期預金	50,000,000	50,000,000	0
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0
その他固定資産			
リース資産	2,555,280	3,407,040	△ 851,760
その他固定資産合計	2,555,280	3,407,040	△ 851,760
固定資産合計	52,555,280	53,407,040	△ 851,760
資産合計	128,938,395	99,895,055	29,043,340
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	53,364,097	25,391,892	27,972,205
預り金	2,612,018	2,497,558	114,460
賞与引当金	20,407,000	18,598,565	1,808,435
リース債務	851,760	851,760	0
流動負債合計	77,234,875	47,339,775	29,895,100
2. 固定負債			
リース債務	1,703,520	2,555,280	△ 851,760
固定負債合計	1,703,520	2,555,280	△ 851,760
負債合計	78,938,395	49,895,055	29,043,340
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	50,000,000	50,000,000	0
指定正味財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	50,000,000	50,000,000	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	50,000,000	50,000,000	0
負債及び正味財産合計	128,938,395	99,895,055	29,043,340

収 支 計 算 書

平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業活動収入	570,608,135	555,843,214	14,764,921
基本財産運用収入	70,000	45,569	24,431
基本財産利息収入	70,000	45,569	24,431
協定事業収入	563,729,400	549,035,896	14,693,504
指定管理受託収入	563,000,000	548,306,496	14,693,504
講座受講料収入	729,400	729,400	0
自主事業収入	6,526,860	6,496,754	30,106
講師派遣収入	121,860	121,860	0
事業受託収入	6,225,000	6,225,000	0
助成金収入	180,000	149,894	30,106
雑収入	281,875	264,995	16,880
受取利息	31,875	31,875	0
雑収入	250,000	233,120	16,880
事業活動収入計	570,608,135	555,843,214	14,764,921
2. 事業活動支出			
事業費支出	555,579,146	543,825,895	11,753,251
人件費支出	359,551,011	348,881,405	10,669,606
役員報酬支出	2,495,000	397,086	2,097,914
給料支出	137,244,000	136,761,627	482,373
賃金支出	84,381,000	81,515,594	2,865,406
職員手当支出	66,493,000	63,306,668	3,186,332
福利厚生支出	49,082,000	47,044,419	2,037,581
賞与引当金繰入支出	19,856,011	19,856,011	0
事業経費支出	196,028,135	194,944,490	1,083,645
諸謝金支出	7,382,000	7,381,100	900
旅費交通費支出	513,000	512,461	539
消耗品費支出	7,908,260	7,907,859	401
燃料費支出	1,970,000	1,571,449	398,551
会議費支出	267,000	201,230	65,770
光熱水料費支出	55,249,000	55,248,534	466
印刷製本費支出	799,000	798,114	886
修繕費支出	6,193,875	6,193,859	16
医薬材料費支出	31,000	26,594	4,406
通信運搬費支出	2,591,000	1,999,326	591,674
減価償却費支出	851,760	851,760	0
手数料支出	3,588,000	3,580,005	7,995
保険料支出	1,969,000	1,966,459	2,541
委託費支出	63,608,000	63,607,064	936
賃借料支出	13,784,240	13,780,656	3,584
負担金支出	457,000	452,820	4,180
広告料支出	0	0	0
租税公課支出	28,866,000	28,865,200	800
管理費支出	15,028,989	12,017,319	3,011,670
人件費支出	13,036,989	10,067,221	2,969,768
役員報酬支出	2,494,000	397,086	2,096,914
給料支出	3,808,000	3,795,024	12,976
賃金支出	2,433,000	2,261,985	171,015
職員手当支出	2,320,000	1,756,696	563,304

科	目	予 算 額	決 算 額	差 異
	福利厚生支出	1,431,000	1,305,441	125,559
	賞与引当金繰入支出	550,989	550,989	0
	管理経費支出	1,992,000	1,950,098	41,902
	旅費交通費支出	159,000	136,520	22,480
	消耗品費支出	220,000	219,431	569
	会議費支出	7,000	5,577	1,423
	光熱水料費支出	1,534,000	1,533,097	903
	通信運搬費支出	72,000	55,473	16,527
	事業活動支出計	570,608,135	555,843,214	14,764,921
	事業活動収支差額	0	0	0
Ⅱ	投資活動収支の部			
1.	投資活動収入			
	投資活動収入計	0	0	0
2.	投資活動支出			
	投資活動支出計	0	0	0
	投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ	財務活動収支の部			
1.	財務活動収入			
	財務活動収入計	0	0	0
2.	財務活動支出			
	財務活動支出計	0	0	0
	財務活動収支差額	0	0	0
	当期収支差額	0	0	0
	前期繰越収支差額	0	0	0
	次期繰越収支差額	0	0	0

正味財産増減計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業活動収入	555,843,214	551,472,242	4,370,972
基本財産運用収入	45,569	39,689	5,880
基本財産利息収入	45,569	39,689	5,880
協定事業収入	549,035,896	546,121,072	2,914,824
指定管理受託収入	548,306,496	545,700,172	2,606,324
講座受講料収入	729,400	420,900	308,500
自主事業収入	6,496,754	5,037,050	1,459,704
講師派遣収入	121,860	248,300	△ 126,440
事業受託収入	6,225,000	4,471,000	1,754,000
助成金収入	149,894	317,750	△ 167,856
雑収入	264,995	274,431	△ 9,436
受取利息	31,875	20,801	11,074
雑収入	233,120	253,630	△ 20,510
経常収益計	555,843,214	551,472,242	4,370,972
(2) 経常費用			
事業費	543,825,895	537,633,376	6,192,519
人件費	348,881,405	344,649,178	4,232,227
役員報酬	397,086	2,401,506	△ 2,004,420
給料	136,761,627	127,341,970	9,419,657
賃金	81,515,594	82,270,090	△ 754,496
職員手当	63,306,668	68,607,089	△ 5,300,421
福利厚生	47,044,419	45,932,119	1,112,300
賞与引当金繰入	19,856,011	18,096,404	1,759,607
事業経費	194,944,490	192,984,198	1,960,292
諸謝金	7,381,100	6,943,900	437,200
旅費交通費	512,461	500,330	12,131
消耗品費	7,907,859	8,591,894	△ 684,035
燃料費	1,571,449	1,608,761	△ 37,312
会議費	201,230	193,184	8,046
光熱水料費	55,248,534	54,650,170	598,364
印刷製本費	798,114	1,106,405	△ 308,291
修繕費	6,193,859	5,353,397	840,462
医薬材料費	26,594	26,284	310
通信運搬費	1,999,326	2,097,063	△ 97,737
減価償却費	851,760	709,800	141,960
手数料	3,580,005	3,175,636	404,369
保険料	1,966,459	1,987,340	△ 20,881
委託費	63,607,064	74,696,942	△ 11,089,878
賃借料	13,780,656	13,234,492	546,164
負担金	452,820	178,800	274,020
広告料	0	251,400	△ 251,400
租税公課	28,865,200	17,678,400	11,186,800
管理費	12,017,319	13,838,866	△ 1,821,547
人件費	10,067,221	11,898,615	△ 1,831,394
役員報酬	397,086	2,401,506	△ 2,004,420
給料	3,795,024	3,533,641	261,383
賃金	2,261,985	2,282,932	△ 20,947

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
職員手当	1,756,696	1,903,794	△ 147,098
福利厚生	1,305,441	1,274,581	30,860
賞与引当金繰入	550,989	502,161	48,828
管理経費	1,950,098	1,940,251	9,847
旅費交通費	136,520	121,780	14,740
消耗品費	219,431	238,418	△ 18,987
会議費	5,577	5,361	216
光熱水料費	1,533,097	1,516,500	16,597
通信運搬費	55,473	58,192	△ 2,719
経常費用計	555,843,214	551,472,242	4,370,972
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0
III 正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0

財 産 目 録

平成 27 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	76,180,268		
現金手許有高	270,000		
普通預金一般会計	75,186,545		
普通預金外部事業収入	723,723		
未収金	202,847		
流動資産合計		76,383,115	
2. 固定資産			
基本財産			
定期預金	50,000,000		
南都銀行	10,000,000		
りそな銀行	10,000,000		
住友信託銀行	10,000,000		
近畿労働金庫	10,000,000		
奈良県農協	10,000,000		
基本財産合計	50,000,000		
その他固定資産			
リース資産	2,555,280		
その他固定資産合計	2,555,280		
固定資産合計		52,555,280	
資産合計			128,938,395
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	53,364,097		
預り金	2,612,018		
所得税	47,710		
健康保険	928,335		
厚生年金	1,480,748		
源泉徴収預り金	155,225		
賞与引当金	20,407,000		
リース債務	851,760		
流動負債合計		77,234,875	
2. 固定負債			
リース債務	1,703,520		
固定負債合計		1,703,520	
負債合計			78,938,395
正味財産			50,000,000

役 員

(平成27年3月31日現在)

理 事 長 津 山 恭 之 (非常勤)

副 理 事 長 西 崎 卓 哉 (非常勤)

理 事 粕 井 み づ ほ (非常勤)

理 事 倍 巖 良 明 (非常勤)

理 事 羽 山 太 郎 (非常勤)

理 事 峠 宏 明 (非常勤)

理 事 森 村 和 枝 (非常勤)

理 事 八 木 正 一 (非常勤)

理 事 神 田 義 隆 (非常勤)

監 事 中 村 敏 彦 (非常勤)

監 事 青 木 幸 子 (非常勤)

一般財団法人奈良市総合財団の
経営状況の報告について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の経営状況を次のとおり報告する。

平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成26年度事業報告書

自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日

1. 事業概要

一般財団法人奈良市総合財団は、市民の多種多様な活動のためのニーズに応え、もって文化の創造及び福祉の増進に寄与するため、文化・スポーツ・武道の普及振興事業、「ならまち」「都祁地域」の歴史・文化遺産等を活用した地域振興事業及び中小企業勤労者に対する福祉事業を行った。

奈良市総合財団は、平成24年度にそれまでに設立運営されてきた7つの財団法人がそれぞれが果たしてきた役割をより効率的・効果的に担っていくために設立されたものであり、各団体の人材と事業を継承し、「競争力の強化」「組織及び職員の活性化」「経営の安定」に努め、一元的な管理のもとに総合力を発揮し、市民に良質なサービスを提供することにより、文化の創造と福祉の増進に一層寄与すべく業務を推進した。加えて施設管理及び事業推進にあたっては改革意識をもって運営にあたり経費削減に努めた。

2. 事業実施内容

事業を実施するにあたり、各施設の設立趣旨及び活動内容を踏まえ、「文化事業グループ」「スポーツ・武道事業グループ」「まちづくり振興事業グループ」の3グループ体制で事業を推進した。

【文化事業グループ】

(指定管理施設)

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。()内は対前年度比

・なら100年会館	入館者数	246,332人	(6.9%)
・奈良市美術館	入館者数	66,528人	(△10.5%)
・奈良市北部会館市民文化ホール	入館者数	117,460人	(△11.2%)
・奈良市杉岡華邨書道美術館	入館者数	10,884人	(28.0%)
・奈良市勤労者総合福祉センター	入館者数	62,988人	(△9.1%)

なら100年会館において、新たな文化振興事業として8事業を開催したこと、

奈良市杉岡華邨書道美術館にあっては、前年度に実施された収蔵庫棟増築工事に伴い長期休館としたものの、当年度入館者数が例年並みとなったことにより増加した。

その一方、奈良市美術館の一部の事業が廃止となったことや、奈良市勤労者総合福祉センターにおけるテニスコート1面（全2面）の劣化の進行に伴い、使用者の安全を考慮して使用不可としたことによる影響等が、入館者数減少の要因となった。

（文化振興事業）

豊かな市民文化の形成を図り、鑑賞・創造・学習を柱に市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与するための事業を実施した。

- ・ なら100年会館 “奈良ならではの”のオリジナリティを活かした「万葉オペラ・ラボ事業」、地域の社寺等との連携により奈良の歴史、伝統、創造性を活かした「能楽普及事業」や、未来を担う子ども達が奈良で芸術の素晴らしさを知り、学び、体験する機会を提供する「音楽による奈良のにぎわいプロジェクト」を開催した。

この事業でのアウトリーチ、ワークショップとして、小学校等で室内楽やオペラの出張事業、東大寺二月堂でコンサートを実施した。

また、東日本大震災復興支援チャリティコンサートも4回目を迎え、これまでの募金合計額は1, 753, 254円となった。

催事等の開催回数534回 参加人数60, 215人

- ・ 奈良市美術館 奈良市児童生徒作品展等の主催・共催による展覧会や各種講座を開催した。

また、新たな展示事業として、「奈良を観る」と題して、近代奈良の芸術と歴史文化を紹介するシリーズを企画し、「絹谷四郎・福川美佐男写真展 ～約半世紀前の奈良町～」を開催した。さらに、入江泰吉記念奈良市写真美術館及び奈良市杉岡華邨書道美術館との3館連携協力事業として「奈良の四季－絵画・書・写真からみる古都の美－展」を開催するとともに、近鉄奈良線開業100周年を機として、奈良県内を走った鉄道の諸相を紹介する「鉄道のある風景・奈良～明治・大正・昭和への旅～展」の展覧会も開催した。

催事等の開催回数19回 参加人数18, 077人

- ・ 奈良市北部会館市民文化ホール 地域の文化振興として、「高の原文化講座」、「クラシックコンサート」、「茂山千五郎家新春狂言会」、「夕涼みおやこ寄席」

等を開催した。

また、地域の教育機関と連携した「高の原カルチャーサロン『奈良大学心理学講座、地理学講座』」、「青柳いづみこレクチャーコンサート」を開催した。

さらに、市民の自主的な文化活動とふれあいの場の提供として、地域の文化団体と連携し「平城ニュータウン地区文化祭」、「ニュータウンフェスタたかのほら2015」等を開催し地域ににぎわいを生み出した。その他、子育て世代支援として親子・家族向けに「キッズスペシャルコンサート」を開催した。

催事等の開催回数933回 参加人数25,490人

・奈良市杉岡華邨書道美術館 書道に関連した分野をテーマに講演する書道文化講座や子ども向けの筆書き体験コーナー等を開催した。

また、新たに明治から平成にかけてのかな書の発展を検証する「近現代かな書の流れ」のシリーズ企画を行った。

さらに館蔵品展や入江泰吉記念奈良市写真美術館との初企画展「入江泰吉と杉岡華邨－写真と書で綴る曾津八一の世界－」を開催した。

催事等の開催回数11回 参加人数11,359人

(中小企業勤労者の福利厚生事業)

・奈良市勤労者総合福祉センター パソコン教室や生涯スポーツとしての社交ダンス講座やトレーニング指導ほか、各種教室を開催した。

催事等の開催回数129回 参加人数8,797人

・勤労者福祉サービスセンター事業部門 企業内福祉をサポートする役目を担い、勤労者の福利厚生の充実に役立つ事業を実施した。

具体的には、市内の中小企業の事業所に対し、福祉事業の内容について広報を行うとともに、加入の促進を図った。また、福利厚生事業として会員及びその家族を対象に、日帰りバスツアーや施設割引利用、会員の相互扶助を基本とした各種給付事業、健康維持・健康増進及び文化各種教室の受講費補助を行う健康管理事業並びに貸付斡旋事業を実施した。

催事等の開催回数17回 参加人数1,520人

【スポーツ・武道事業グループ】

(指定管理施設)

管理施設の利用者人数は以下のとおりであった。

奈良市鴻ノ池陸上競技場、奈良市中央体育館、奈良市中央第二体育館、奈良市西部生涯スポーツセンター体育館、奈良市南部生涯スポーツセンター体育館、奈良市鴻ノ池球場、奈良市緑ヶ丘球場、奈良市柏木球技場、奈良市平城第一球技場、奈良市平城第二球技場、奈良市黒谷球技場、奈良市中ノ川球技場、奈良市奈良阪球技場、奈良市登美ヶ丘球技場、奈良市西部生涯スポーツセンター球技場、奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場、奈良市南部生涯スポーツセンター球技場、奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス、奈良市柏木コート、奈良市平城第一コート、奈良市平城第二コート、奈良市黒谷コート、奈良市鴻ノ池コート、奈良市青山コート、奈良市佐保山コート、奈良市西部生涯スポーツセンターコート、奈良市南部生涯スポーツセンターコート、奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール、奈良市青山プール、奈良市中央武道場、奈良市中央第二武道場、奈良市弓道場、奈良市鴻ノ池相撲場、以上 34 施設

スポーツ・武道事業グループ管理施設利用者人数合計 1, 114, 373 人

(前年度比 △8. 2%)

平成 26 年度は、奈良市中央体育館と奈良市中央第二体育館において、耐震補強工事及びフロアー研磨工事が行われたため、約 6 ヶ月間、施設の供用を停止した。

また、奈良市鴻ノ池陸上競技場においては、フィールド拡張工事等のため、約 4 ヶ月間、供用を停止した。これらの影響により利用者人数が減少した。

(スポーツ普及振興事業・武道普及振興事業)

市民への体育・スポーツ・武道の普及振興を図ることにより、健全な心身の維持・発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に施設運営を行った。

また、スポーツ・武道人口の拡大を図るために各種教室事業も行った。

新規事業として、奈良から J リーグ入りを目指す地域サッカークラブ「奈良クラブ」及び、奈良初のプロバスケットボールチーム「バンビシャス奈良」と提携して、「奈良市サッカースクール」や「奈良市バスケットボールスクール」を開催した。

また、アーチェリー教室や女性を対象とした柔道教室も新たに開催した。

スポーツ普及振興事業

催事等の開催回数 1, 249 回 参加人数 24, 111 人

武道普及振興事業

催事等の開催回数 1, 0 6 6 回 参加人数 3 2, 7 5 9 人

【まちづくり振興事業グループ】

(指定管理施設)

管理施設の入館者数又は利用者数は以下のとおりであった。() 内は対前年度比

・ 奈良市ならまちセンター	入館者数	8 7, 3 0 5 人	(△41.8%)
・ 奈良市音声館	入館者数	6 9, 8 9 5 人	(11.9%)
・ なら工芸館	入館者数	4 8, 2 6 9 人	(11.6%)
・ 入江泰吉記念奈良市写真美術館	入館者数	4 3, 8 0 0 人	(△7.4%)
・ 入江泰吉旧居	入館者数	1, 6 8 7 人	—
・ 奈良市ならまち格子の家	入館者数	7 2, 1 2 9 人	(△5.7%)
・ 奈良市都祁交流センター	入館者数	1 4, 9 8 0 人	(11.1%)
・ 奈良市都祁体育館	利用者数	5, 1 4 1 人	(△7.5%)
・ 奈良市都祁生涯スポーツセンターコート			
	利用者数	2, 2 2 4 人	(20.0%)
・ 奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場			
	利用者数	1 0, 8 7 6 人	(30.0%)
・ 奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート			
	利用者数	5 1 0 人	(41.7%)
・ 奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス			
	利用者数	1 7 9 人	(289.1%)

奈良市ならまちセンターにおいては、1 階企画展示コーナーの雨漏り改修及び廃止の影響により、企画展示コーナー入場者数が前年度より約 4 万人減少した。また、その工事に合わせ、市民ホールその他の施設の貸館事業を一時中止したことによって入館者数が減少した。

一方、奈良市音声館やなら工芸館等は、コンサート回数の増加や奈良工芸フェスティバル期間中の入館者数も増加し、入館者総数の増加に繋がった。

また、奈良市都祁交流センターにおいては、利用者以外のハイカーの休憩場所や、近隣市町村からの図書室利用者が多数あり、近隣の宿泊施設との協賛により施設利用者が増加している。

(ならまち振興事業)

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域の文化振興・活性化のための事業及び広報啓発事業を実施した。

・ならまち振興事業部門 文化振興・地域活性化・広報啓発を目的とした各事業として、講座・展示会・わらべうたフェスタ・伝統文化鑑賞会・マップ制作等を実施し、受託事業として町家バンク・ナイトカルチャー・出前カルチャー・元林院奈良の舞を実施した。

催事等の開催回数73回 参加人数37,869人

・奈良市ならまちセンター 奈良公園一帯で開催されるイベントである「なら燈花会」に合わせて「ならまち篝火コンサート」また、ならまち文化フェスティバルや奈良町落語館と共催で「ならまち落語会」等を開催した。

催事等の開催回数76回 参加人数21,608人

・奈良市音声館 奈良で唄われてきた“わらべうた”を後世に伝える「ならまちわらべうた教室」を通年で開催した。

また、創作ミュージカル「良弁杉」の定期公演をはじめ、奈良の民話子どもミュージカルや大型紙芝居、エントランスコンサートを開催し、普及事業として、幼稚園・保育園へのわらべうた遊び指導講師派遣、コーラス教室、子どもたちに伝統文化や音楽を学ぶ場の事業を実施した。

催事等の開催回数335回 参加人数7,696人

・なら工芸館 工芸教室・伝統工芸後継者育成制度による研修を実施し、奈良工芸フェスティバルでは、奈良まちなか市場とタイアップを行い「にほんしゅ おつまみ うつわ展」を開催し、多くの来場者に対して日常生活に密接した工芸品等を紹介した。

催事等の開催回数328回 参加人数74,641人

・入江泰吉記念奈良市写真美術館 写真家・入江泰吉氏の功績を顕彰することを目的として、入江泰吉記念写真賞実行委員会主催、奈良市との共催事業として「入江泰吉記念写真賞・ならPHOTO CONTEST」を開催した。

また、奈良市美術館及び奈良市杉岡華邨書道美術館との3館連携協力事業を奈良市美術館で開催した他、奈良市杉岡華邨書道美術館との合同企画展も開催した。

催事等の開催回数 105 回 参加人数 117,969 人

・入江泰吉旧居 平成27年3月1日より、奈良を愛した写真家・入江泰吉の生前の住まいが「入江泰吉旧居」として開館され、その管理を行うとともに来訪者に対する案内の他、奈良公園周辺の観光スポットの紹介等を実施した。

催事の開催回数 1 回 参加人数 35 人

・奈良市ならまち格子の家 来訪者に対する案内業務（受付やならまち観光の見所紹介）、「ならまちの歴史と町並み紹介」の常設展示、その他パネル展等を実施した。

また、指定管理の共同体である株式会社地域活性局の主催で、7月に「田中俊行 いけばな展」、8月に「大和高原の絶景と幻のロープウェイ資料展」、11月に「漆・染 二人展」を実施した。

（都祁地域振興事業）

地域間・世代間交流事業として、家族で参加の野外体験事業、各種スポーツ教室、高齢者対象の散策ウォーキング等幅広い年齢層を対象に事業を実施した。

また、文化事業では、「音楽の里づくり事業」での参加体験型ワークショップやミニコンサート、紙芝居や絵本等の読み聞かせによる「おはなし会」を実施した。

催事等の開催回数 17 回 参加人数 370 人

貸 借 対 照 表

平成 2 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	145,798,341	120,582,853	25,215,488
現金	3,608,248	3,903,247	△ 294,999
普通預金	142,190,093	116,679,606	25,510,487
未収金	12,329,867	7,969,297	4,360,570
前払金	2,427,750	2,564,431	△ 136,681
商品	1,838,508	2,274,690	△ 436,182
たな卸資産	1,822,711	1,317,114	505,597
立替金	162,158	0	162,158
流動資産合計	164,379,335	134,708,385	29,670,950
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	50,000,000	50,000,000	0
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(2) 特定資産			
減価償却引当預金	2,761,897	2,718,087	43,810
書道芸術振興積立金	38,322,082	39,216,016	△ 893,934
永年在会給付事業積立預金	22,469,742	21,349,742	1,120,000
運営基金積立準備預金	6,777,291	6,577,291	200,000
共済事業引当預金	3,768,223	4,219,823	△ 451,600
記念事業費積立預金	8,089,263	8,089,263	0
特定資産合計	82,188,498	82,170,222	18,276
(3) その他固定資産			
車両運搬具	65,717	109,527	△ 43,810
什器備品	49,070	111,325	△ 62,255
その他固定資産合計	114,787	220,852	△ 106,065
固定資産合計	132,303,285	132,391,074	△ 87,789
資産の部合計	296,682,620	267,099,459	29,583,161
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	116,352,697	68,640,953	47,711,744
前受金	7,159,900	2,375,000	4,784,900
預り金	8,477,932	42,831,767	△ 34,353,835
流動負債合計	131,990,529	113,847,720	18,142,809
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債の部合計	131,990,529	113,847,720	18,142,809
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	86,003,617	86,003,617	0
指定正味財産合計	86,003,617	86,003,617	0
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(36,003,617)	(36,003,617)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	78,688,474	67,248,122	11,440,352
(うち特定資産への充当額)	(46,184,881)	(46,166,605)	(18,276)
正味財産の部合計	164,692,091	153,251,739	11,440,352
負債及び正味財産合計	296,682,620	267,099,459	29,583,161

収 支 計 算 書

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	38,000	49,565	△ 11,565
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	14,000	14,468	△ 468
③ 受取入会金			
受取入会金	200,000	208,500	△ 8,500
④ 受取会費			
受取会費	39,815,000	39,665,900	149,100
⑤ 事業収益			
入場料収益	55,638,000	40,399,285	15,238,715
観覧料収益	480,000	480,800	△ 800
共催金収益	7,990,000	11,137,600	△ 3,147,600
受講料収益	88,095,000	71,890,838	16,204,162
協賛金収益	780,000	500,000	280,000
出品料収益	750,000	922,000	△ 172,000
参加費収益	1,666,000	1,704,097	△ 38,097
普及事業収益	208,000	193,143	14,857
小売業収益	9,220,000	5,549,717	3,670,283
受取手数料	1,003,000	2,670,248	△ 1,667,248
その他収益	400,000	282,079	117,921
⑥ 受取補助金等			
受取指定管理料	1,278,051,000	1,259,541,965	18,509,035
受取地方公共団体補助金	118,946,000	114,582,173	4,363,827
事業受託収益	23,350,000	19,963,126	3,386,874
受取民間助成金	9,352,000	6,250,555	3,101,445
⑦ 受取負担金			
受取負担金	34,100,000	34,368,850	△ 268,850
⑧ 受取寄付金			
受取寄付金	0	100,000	△ 100,000
⑨ 雑収益			
受取利息	106,000	65,704	40,296
雑収益	1,955,000	2,415,203	△ 460,203
運営協力金等収益	4,690,000	4,620,772	69,228
経常収益計	1,676,847,000	1,617,576,588	59,270,412
(2) 経常費用			

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
① 事業費			
役員報酬	96,000	0	96,000
給料手当	545,800,000	538,628,156	7,171,844
臨時雇賃金	40,790,000	35,973,851	4,816,149
福利厚生費	103,344,000	100,850,215	2,493,785
旅費交通費	2,374,000	1,553,340	820,660
通信運搬費	9,986,000	8,847,068	1,138,932
減価償却費	135,000	73,101	61,899
消耗什器備品費	2,566,000	1,348,875	1,217,125
消耗品費	31,128,000	25,495,518	5,632,482
修繕費	26,648,000	25,336,943	1,311,057
印刷製本費	18,932,000	14,020,813	4,911,187
燃料費	2,595,000	2,412,734	182,266
光熱水料費	280,052,000	279,412,730	639,270
賃借料	36,718,000	31,006,544	5,711,456
保険料	8,493,000	7,879,418	613,582
諸謝金	53,616,000	44,452,238	9,163,762
租税公課	57,154,000	54,612,100	2,541,900
支払負担金	3,803,000	3,760,480	42,520
支払助成金	68,789,000	64,886,449	3,902,551
委託費	325,660,000	304,566,807	21,093,193
会議費	292,000	137,079	154,921
支払手数料	9,058,000	6,465,499	2,592,501
広告宣伝費	3,416,000	2,275,288	1,140,712
仕入	1,990,000	1,478,544	511,456
原材料費	284,000	269,120	14,880
医薬材料費	1,286,000	1,285,823	177
雑費	3,742,000	377,969	3,364,031
② 管理費			
役員報酬	6,447,000	6,194,392	252,608
給料手当	29,038,000	28,940,384	97,616
福利厚生費	6,198,000	6,119,139	78,861
旅費交通費	66,000	42,030	23,970
通信運搬費	350,000	258,016	91,984
減価償却費	33,000	32,964	36
消耗品費	560,000	559,114	886
修繕費	100,000	0	100,000
燃料費	39,000	38,975	25
賃借料	3,842,000	3,782,758	59,242
保険料	7,000	4,440	2,560
諸謝金	603,000	360,000	243,000

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
租税公課	163,000	142,300	20,700
支払負担金	629,000	577,459	51,541
委託費	2,217,000	1,566,000	651,000
支払手数料	201,000	111,563	89,437
経常費用計	1,689,240,000	1,606,136,236	83,103,764
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 12,393,000	11,440,352	△ 23,833,352
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 12,393,000	11,440,352	△ 23,833,352
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 12,393,000	11,440,352	△ 23,833,352
当期一般正味財産増減額	△ 12,393,000	11,440,352	△ 23,833,352
一般正味財産期首残高	67,248,000	67,248,122	△ 122
一般正味財産期末残高	54,855,000	78,688,474	△ 23,833,474
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	86,004,000	86,003,617	383
指定正味財産期末残高	86,004,000	86,003,617	383
III 正味財産期末残高	140,859,000	164,692,091	△ 23,833,091

正味財産増減計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	49,565	44,709	4,856
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	14,468	13,407	1,061
③ 受取入会金			
受取入会金	208,500	213,000	△ 4,500
④ 受取会費			
受取会費	39,665,900	38,732,700	933,200
⑤ 事業収益			
入場料収益	40,399,285	18,551,856	21,847,429
観覧料収益	480,800	0	480,800
共催金収益	11,137,600	8,771,140	2,366,460
受講料収益	71,890,838	60,908,788	10,982,050
協賛金収益	500,000	1,970,000	△ 1,470,000
出品料収益	922,000	705,962	216,038
参加費収益	1,704,097	1,264,993	439,104
普及事業収益	193,143	71,107	122,036
小売業収益	5,549,717	7,885,563	△ 2,335,846
受取手数料	2,670,248	0	2,670,248
その他収益	282,079	1,067,364	△ 785,285
⑥ 受取補助金等			
受取指定管理料	1,259,541,965	1,246,234,439	13,307,526
受取地方公共団体補助金	114,582,173	113,646,536	935,637
事業受託収益	19,963,126	17,047,183	2,915,943
受取民間助成金	6,250,555	1,730,000	4,520,555
⑦ 受取負担金			
受取負担金	34,368,850	32,325,018	2,043,832
⑧ 受取寄付金			
受取寄付金	100,000	6,300,000	△ 6,200,000
受取寄付金等振替額	0	3,200,000	△ 3,200,000
⑨ 雑収益			
受取利息	65,704	63,975	1,729
雑収益	2,415,203	7,891,967	△ 5,476,764
運営協力金等収益	4,620,772	0	4,620,772
経常収益計	1,617,576,588	1,568,639,707	48,936,881

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
(2) 經常費用			
① 事業費			
給料手当	538,628,156	554,985,996	△ 16,357,840
臨時雇賃金	35,973,851	29,825,452	6,148,399
福利厚生費	100,850,215	99,784,180	1,066,035
旅費交通費	1,553,340	1,581,270	△ 27,930
通信運搬費	8,847,068	8,510,467	336,601
減価償却費	73,101	131,597	△ 58,496
消耗什器備品費	1,348,875	3,371,828	△ 2,022,953
消耗品費	25,495,518	28,313,990	△ 2,818,472
修繕費	25,336,943	21,232,593	4,104,350
印刷製本費	14,020,813	12,983,744	1,037,069
燃料費	2,412,734	2,647,791	△ 235,057
光熱水料費	279,412,730	267,981,212	11,431,518
賃借料	31,006,544	34,804,978	△ 3,798,434
保険料	7,879,418	7,821,569	57,849
諸謝金	44,452,238	42,187,069	2,265,169
租税公課	54,612,100	31,066,607	23,545,493
支払負担金	3,760,480	3,616,665	143,815
支払助成金	64,886,449	55,614,772	9,271,677
支払寄付金	0	1,405,421	△ 1,405,421
委託費	304,566,807	290,948,958	13,617,849
会議費	137,079	112,560	24,519
支払手数料	6,465,499	5,868,045	597,454
広告宣伝費	2,275,288	2,798,346	△ 523,058
仕入	1,478,544	2,307,288	△ 828,744
原材料費	269,120	1,113,425	△ 844,305
医薬材料費	1,285,823	1,167,914	117,909
雑費	377,969	330,441	47,528
② 管理費			
役員報酬	6,194,392	6,017,368	177,024
給料手当	28,940,384	27,232,492	1,707,892
福利厚生費	6,119,139	6,350,615	△ 231,476
旅費交通費	42,030	32,230	9,800
通信運搬費	258,016	277,999	△ 19,983
減価償却費	32,964	87,905	△ 54,941
消耗什器備品費	0	99,750	△ 99,750
消耗品費	559,114	530,806	28,308
印刷製本費	0	78,225	△ 78,225
燃料費	38,975	28,956	10,019
光熱水料費	0	67,597	△ 67,597

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
賃借料	3,782,758	3,083,110	699,648
保険料	4,440	5,230	△ 790
諸謝金	360,000	240,000	120,000
租税公課	142,300	183,900	△ 41,600
支払負担金	577,459	197,175	380,284
委託費	1,566,000	1,577,100	△ 11,100
支払手数料	111,563	231,007	△ 119,444
経常費用計	1,606,136,236	1,558,835,643	47,300,593
評価損益等調整前当期経常増減額	11,440,352	9,804,064	1,636,288
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	11,440,352	9,804,064	1,636,288
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	11,440,352	9,804,064	1,636,288
当期一般正味財産増減額	11,440,352	9,804,064	1,636,288
一般正味財産期首残高	67,248,122	57,444,058	9,804,064
一般正味財産期末残高	78,688,474	67,248,122	11,440,352
II 指定正味財産増減の部			
① 一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	0	9,500,000	△ 9,500,000
当期指定正味財産増減額	0	△ 9,500,000	9,500,000
指定正味財産期首残高	86,003,617	95,503,617	△ 9,500,000
指定正味財産期末残高	86,003,617	86,003,617	0
III 正味財産期末残高	164,692,091	153,251,739	11,440,352

財 産 目 録

平成 2 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科	目	金 額
(流動資産)	現金預金	
	現金	3,608,248
	普通預金	
	南都銀行	137,528,674
	ゆうちょ銀行	2,955,462
	近畿労働金庫	1,705,957
	未収金	12,329,867
	前払金	2,427,750
	商品	1,838,508
	たな卸資産	1,822,711
	立替金	162,158
流動資産合計		164,379,335
(固定資産)		
基本財産	定期預金	
	南都銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農業協同組合	10,000,000
	奈良信用金庫	10,000,000
	ゆうちょ銀行	10,000,000
特定資産	減価償却引当預金	2,761,897
	書道芸術振興積立金	38,322,082
	永年在会給付事業積立預金	22,469,742
	運営基金積立準備預金	6,777,291
	共済事業引当預金	3,768,223
	記念事業費積立預金	8,089,263
その他固定資産	車両運搬具	65,717
	什器備品	49,070
固定資産合計		132,303,285
資産合計		296,682,620
(流動負債)	未払金	116,352,697
	前受金	7,159,900
	預り金	8,477,932
流動負債合計		131,990,529
(固定負債)		0
固定負債合計		0
負債合計		131,990,529
正味財産		164,692,091

役 員

(平成27年3月31日現在)

理事（理事長）	津	山	恭	之	（非常勤）
理事（専務理事）	安	部	龍	介	（常 勤）
理事（常務理事）	丸	山	善	弘	（常 勤）
理 事	金	春	康	之	（非常勤）
理 事	松	山		隆	（非常勤）
理 事	佐	伯	加	代 子	（非常勤）
理 事	向	井	良	子	（非常勤）
理 事	末	廣		隆	（非常勤）
理 事	新	司	正	人	（非常勤）
理 事	森	本	哲	次	（非常勤）
理 事	岩	井	秀	臣	（非常勤）
理 事	今	西	尚	子	（非常勤）
理 事	川	本	了	造	（非常勤）
監 事	岡	本	善	英	（非常勤）
監 事	福	岡	義	郎	（非常勤）

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成27年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成27年5月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 平成27年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

平成２７年度奈良市一般会計 補正予算（第１号）

平成２７年度奈良市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２１，３００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２７，３２１，３００千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 県 支 出 金		千円 6,712,831	千円 21,300	千円 6,734,131
	2. 県 補 助 金	945,597	21,300	966,897
歳 入 合 計		127,300,000	21,300	127,321,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		千円 15,327,762	千円 14,000	千円 15,341,762
	1. 総 務 管 理 費	11,559,945	14,000	11,573,945
11. 教 育 費		12,711,973	7,300	12,719,273
	7. 保 健 体 育 費	2,336,556	7,300	2,343,856
歳 出 合 計		127,300,000	21,300	127,321,300

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成27年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成27年5月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 平成27年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成２７年度奈良市住宅新築資金等 貸付金特別会計補正予算（第１号）

平成２７年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５５７，９７０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５７４，３７０千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 諸 収 入		千円 14,100	千円 557,970	千円 572,070
	1. 雑 入	14,100	557,970	572,070
歳 入 合 計		16,400	557,970	574,370

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰上充用金		千円 －	千円 557,970	千円 557,970
	1. 繰上充用金	－	557,970	557,970
歳 出 合 計		16,400	557,970	574,370

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成27年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第1号）

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成27年5月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 平成27年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成２７年度奈良市介護保険 特別会計補正予算（第１号）

平成２７年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１０，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６，９６１，０００千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 県 支 出 金		千円 3,742,231	千円 10,000	千円 3,752,231
	2. 県 補 助 金	79,998	10,000	89,998
歳 入 合 計		26,951,000	10,000	26,961,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 647,930	千円 8,000	千円 655,930
	1. 総 務 管 理 費	327,801	8,000	335,801
3. 地域支援事業費		448,008	2,000	450,008
	1. 介護予防事業費	104,986	1,000	105,986
	2. 包括的支援事業 ・ 任意事業費	343,022	1,000	344,022
歳 出 合 計		26,951,000	10,000	26,961,000

1. 総括

1. 一般 会計

(1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	6,712,831	21,300	6,734,131
歳入合計	127,300,000	21,300	127,321,300

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
				特 定 財 源			そ の 他	
				国 県 支 出 金	地 方 債			
2 総務費	15,327,762	14,000	15,341,762	14,000				—
11 教育費	12,711,973	7,300	12,719,273	7,300				—
歳 出 合 計	127,300,000	21,300	127,321,300	21,300				—

(単位：千円)

2. 歳入

第16款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費県補助金	2,834	14,000	16,834	1 環境対策費補助金	14,000	公共施設再生可能エネルギー等導入事業補助金	
6 教育費県補助金	22,271	7,300	29,571	3 学校給食費補助金	7,300	学校給食地産地消促進事業補助金	
計	945,597	21,300	966,897				

第16款 県支出金

3. 歳出

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
18 庁舎等施設整備事業費	724,081	14,000	738,081	特定財源 (内訳) 県支出金 14,000	13 委託料	14,000	庁舎等エネルギー対策事業
計	11,559,945	14,000	11,573,945	特定財源 一般財源 0			

第2款 総務費

第 11 款 教育費

第 7 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校給食費	2,113,792	7,300	2,121,092	特定財源 (内訳) 県支出金 7,300	11 需用費	7,300	給食食材調達経費
計	2,336,556	7,300	2,343,856	特定財源 一般財源 0			

第11款 教育費

1. 総括 2. 住宅新築資金等貸付金特別会計
(1) 住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 諸収入	14,100	557,970	572,070
歳入合計	16,400	557,970	574,370

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
				特 定 財 源	補 正 額 の 財 源 内 訳		一 般 財 源	
					国 県 支 出 金	地 方 債		
3 繰上充用金	—	557,970	557,970			557,970	—	
歳 出 合 計	16,400	557,970	574,370			557,970	—	

(単位：千円)

2. 歳入

第2款 諸収入

第1項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 回収管理組合返戻金	14,100	557,970	572,070	1 元利金返戻金	557,970	滞納繰越分
計	14,100	557,970	572,070			

住宅新築資金等貸付金特別会計

3. 歳出

第3款 繰上充用金

第1項 繰上充用金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 内訳	節		説明
					区分	金額	
1 繰上充用金	—	557,970	557,970	特定財源 (内訳) 諸収入 557,970	22 補償補填及び 賠償金	557,970	住宅新築資金等貸付金繰上充用金
計	—	557,970	557,970	特定財源 一般財源 0			

住宅新築資金等貸付金特別会計

3. 介護保険特別会計

(1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	3,742,231	10,000	3,752,231
歳入合計	26,951,000	10,000	26,961,000

(歳 出) (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
				特 定 財 源			そ の 他	
				国 県 支 出 金	地 方 債			
1 総務費	647,930	8,000	655,930	8,000				—
3 地域支援事業費	448,008	2,000	450,008	2,000				—
歳 出 合 計	26,951,000	10,000	26,961,000	10,000				—

2. 歳入

第4款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 介護保険事業費県補助金	—	10,000	10,000	1 地域包括ケアシステム構築支援補助金	10,000	地域包括ケアシステム構築支援補助金
計	79,998	10,000	89,998			

介護保険特別会計

3. 歳出
第1款

総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	323,434	8,000	331,434	特定財源 (内訳) 県支出金	8 報償費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 18 備品購入費	300 6 5 7,500 189	介護保険事務経費
計	327,801	8,000	335,801	特定財源 一般財源			

介護保険特別会計

第3款 地域支援事業費

第1項 介護予防事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	の内 訳	節		説明
						区分	金額	
1 介護予防事業費	104,986	1,000	105,986	特定財源 (内訳) 県支出金 1,000	1,000	13 委託料	1,000	介護予防普及啓発経費
計	104,986	1,000	105,986	特定財源 一般財源 0	1,000			

介護保険特別会計

第 3 款 地域支援事業費

第 2 項 包括的支援事業・任意事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 内訳	節		説明
					区分	金額	
1 包括的支援事業・任意事業費	343,022	1,000	344,022	1,000	8 報償費 11 需用費 12 役務費 14 使用料及び賃借料	700 88 12 200	ケアマネジャー活動等支援事業経費 徘徊対策事業経費
計	343,022	1,000	344,022	1,000			

介護保険特別会計

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

会計款 性質区分	一般会計			特別会計	
	総務費	教育費	合計	住宅新築資金等貸付金	介護保険
物件費		7,300	7,300		9,000
補助費等					1,000
投資的経費	14,000		14,000		
普通建設事業	14,000		14,000		
単独	14,000		14,000		
繰上充用金				557,970	
計	14,000	7,300	21,300	557,970	10,000

物件費の内訳表

附表 1

(単位:千円)

節 会計 及び款	需用費	細 節				役 務 費	細 節	委 託 料	使用料及び 賃 借 料	備 入 品 費	計
		消耗品費	食糧費	印刷製本費	賄材料費		通信運搬費				
教 育 費	7,300				7,300						7,300
一般会計合計	7,300				7,300						7,300
介 護 保 険	94	21	18	55		17	17	8,500	200	189	9,000

その他経費の内訳表

附表 2

(単位:千円)

節 会計及び款	報 償 費	補償補填及 び賠償金	計
住宅新築資金等貸付金		557,970	557,970
介 護 保 険	1,000		1,000

投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補 単	事業名	予算額	財 源 内 訳					概 要 説 明
				国	県	地方債	その他	一 般	
総 務 費			14,000		14,000			—	
	単	庁舎等施設整備事業	14,000		14,000			—	太陽光発電設備等設計
一 般 会 計 合 計			14,000		14,000			—	

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成27年5月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第30条第2項及び第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	████████████████████ ████████████████████	████████	██████████ ██████	家賃滞納
2	██████████████ ████████████████	████████	██████████ ██████	高額所得者
3	██████████████ ████████████████	████████	██████████ ██████	高額所得者

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年5月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年4月14日午後8時頃、奈良市東九条町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車の右前後輪等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 90,447円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年5月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年3月22日午後3時30分頃、奈良市右京一丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 24,516円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年5月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年4月27日午前9時頃、奈良市大宮町七丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 32,400円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年5月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年3月19日午前8時25分頃、奈良市秋篠町地内において発生した、本市の公用車が相手方敷地内の車止めを破損した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 45,360円

奈良市附属機関設置条例の一部改正について

奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 27 年 6 月 12 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成 27 年奈良市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市バリアフリー基本構想推進協議会の項の次に次のように加える。

奈良市空家等対策 推進協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 法律第 127 号）第 6 条第 1 項に規定する空家等対 策計画の作成及び変更並びに実施等についての協議 に関する事務
-------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条の規定に基づき、奈良市空家等対策推進協議会を設置しようとするものである。

奈良市情報公開条例の一部改正について

奈良市情報公開条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 27 年 6 月 12 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市情報公開条例の一部を改正する条例

奈良市情報公開条例（平成 19 年奈良市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号ウ中「第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人」を「第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

独立行政法人通則法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市個人情報保護条例の一部改正について

奈良市個人情報保護条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例

奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第16条第3号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

第43条第1項第1号中「条例」の次に「及び奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第 号。以下「特定個人情報保護条例」という。）」を加える。

第50条に次の1項を加える。

3 この条例の規定（第3章の規定を除く。）は、実施機関における特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する特定個人情報の取扱い並びに同条第4号に規定する保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、適用しない。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

奈良市特定個人情報保護条例の制定に伴い、奈良市個人情報保護審議会の所掌事務を整理する等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市特定個人情報保護条例の制定について

奈良市特定個人情報保護条例を次のように制定しようとする。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市特定個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定個人情報の取扱い（第3条―第15条）

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第16条―第27条）

第2節 訂正（第28条―第34条）

第3節 利用停止（第35条―第40条）

第4節 不服申立て等（第41条―第44条）

第4章 雑則（第45条―第51条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに本市が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、もって特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号。以下「個人

情報保護条例」という。) 第2条第1号に規定する実施機関をいう。

- (2) 本人 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第2条第6項に規定する本人をいう。
- (3) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。) 第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。) に記録されているものに限る。
- (5) 特定個人情報ファイル 番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第2章 特定個人情報の取扱い

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、特定個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、特定個人情報を取り扱うときは、特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、特定個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、特定個人情報の保護の重要性を認識し、特定個人情報を適正に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(収集等の制限)

第6条 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報の保有の制限等)

第7条 実施機関は、番号利用法又は別に条例で定める所掌事務を遂行するため必要な場

合に限り特定個人情報を保有することができるとともに、その保有に当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更しようとするときは、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第8条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第26条第1項において同じ。）を含む。）に記録された当該本人の特定個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき。

(適正な維持管理)

第9条 実施機関は、特定個人情報の適正な維持管理を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有特定個人情報は、利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有特定個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった保有特定個人情報は、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(利用の制限)

第10条 実施機関は、利用目的の範囲を超えた保有特定個人情報の利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産を保護するため緊急やむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記

録を除く。)を自ら利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(外部提供の制限)

第11条 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該実施機関以外のものへの保有特定個人情報の提供をしてはならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、特定個人情報の取扱いを伴う事務の委託をしようとするときは、特定個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、当該事務において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者（この条及び次条において「受託者」という。）に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、特定個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、当該管理において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該指定管理者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 受託者又は指定管理者は、特定個人情報の適正な維持管理を図るため、第9条各号に掲げる措置を講ずるほか、その適切な取扱いを確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 実施機関から委託を受けた特定個人情報の取扱いを伴う事務又は指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その事務又は業務に関して知り得た特定個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(再委託)

第13条 実施機関及び受託者は、特定個人情報の取扱いを伴う事務の再委託をしようとするときは、番号利用法第10条の規定によらなければならない。

2 前条の規定は、特定個人情報の取扱いを伴う事務について再委託を受けた者について準用する。

(職員等の義務)

第14条 特定個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た特定個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用しては

ならない。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第15条 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を記載した帳簿（第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 特定個人情報ファイルの名称
- (2) 特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
- (4) 特定個人情報ファイルに記録される主な項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第5号において「記録範囲」という。）
- (5) 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する特定個人情報ファイル
- (2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。）
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職員又はその職にあった者その他これに類する者に係る特定個人情報ファイルであって、専らその人事、報酬又はこれらに準ずる事項を記録するもの
- (4) 専ら試験的な電子計算機処理（電子計算機を用いて行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）の用に供するための特定個人情報ファイル
- (5) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び

記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(6) 第2号から前号までに掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める特定個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第16条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有特定個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第17条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有特定個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有特定個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（保有特定個人情報の開示義務）

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報の開示をしなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求者（第16条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の

遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあっては、当該部分を除く。）

- (4) 法人等（法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある情報
- (6) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 市又は国等が経営する企業に係る事務に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが本人の利益に反すると認められる情報

(部分開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有特定個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に不開示情報（第18条第1号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示することができる。

(保有特定個人情報の存否に関する情報)

第21条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有特定個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していない

ときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。この場合において、その理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、当該時期を併せて開示請求者に通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第23条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第24条 開示請求に係る保有特定個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有特定個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有特定個人情報について開示決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第25条 開示請求に係る保有特定個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第18条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を第20条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第26条 保有特定個人情報の開示は、当該保有特定個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有特定個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有特定個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 保有特定個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

3 第17条第2項の規定は、保有特定個人情報の開示を受ける者について準用する。

4 開示決定を受けた者は、第22条第1項の書面により指定した日から起算して90日以内に開示請求をした全ての保有特定個人情報の開示を受けなければならない。ただし、実施機関が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（費用の負担）

第27条 前条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費

用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第28条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（次に掲げるものに限る。第35条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有特定個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報
- (2) 法令等の規定により開示を受けた保有特定個人情報

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第29条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日その他当該保有特定個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、次に掲げる書類等を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等
- (2) 訂正請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有特定個人情報の訂正義務)

第30条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有特定個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、当該保有特定個人情報の訂正を行った上で、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報の全部を訂正しないときは、訂正しない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により訂正請求に係る保有特定個人情報の全部を訂正しない旨の決定又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第32条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第33条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有特定個人情報の提供先等への通知)

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録に

あつては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第35条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

ア 第6条の規定に違反して収集され、又は保管されたものであるとき。

イ 第7条第2項の規定に違反して保有されているとき。

ウ 第9条第3号の規定に違反して保有されているとき。

エ 第10条の規定に違反して利用されているとき。

オ 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

(2) 第11条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第36条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日その他当該保有特定個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有特定個人情報の利用停止義務）

第37条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止をすることにより、当該保有特定個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第38条 実施機関は、利用停止請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を利用停止するときは、その旨の決定をし、当該保有特定個人情報の利用停止を行った上で、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有特定個人情報の全部を利用停止しないときは、利用停止をしない旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止請求に係る保有特定個人情報の全部を利用停止しない旨の決定又は一部を利用停止する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第39条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第36条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があると

きは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第40条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4節 不服申立て等

（審議会への諮問等）

第41条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、個人情報保護条例第43条に規定する奈良市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第43条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する決定又は

裁決を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第42条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第43条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有特定個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（不服申立ての調査審議）

第44条 個人情報保護条例第44条から第49条までの規定は、第41条第1項の規定による諮問に対する調査審議について準用する。

第4章 雑則

（他の制度との調整、適用除外等）

第45条 保有特定個人情報の訂正又は利用停止について、法令等（個人情報保護条例を除く。以下この項において同じ。）に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、当該法令等の定めるところによる。

2 個人情報保護条例（第3章の規定を除く。）の規定は、実施機関における特定個人情報の取扱い並びに保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、適用しない。

3 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る特定個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第46条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該保有特定個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(出資法人の特定個人情報の保護)

第47条 市が出資する法人で市長が規則で定めるもの（次項において「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、特定個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、特定個人情報の保護を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

(苦情の処理)

第48条 実施機関は、当該実施機関における特定個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理しなければならない。

(市長の調整)

第49条 市長は、他の実施機関に対し、特定個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言することができる。

(運用状況の公表)

第50条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第51条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第13条第1項の規定 平成28年1月1日
- (2) 情報提供等記録に係る部分 番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づ

き、特定個人情報の取扱い、開示等に係る規定を定める条例を制定しようとするものである。

奈良市職員の再任用に関する条例の一部改正について

奈良市職員の再任用に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の再任用に関する条例（平成13年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（提案理由）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市副市長の退職手当の特例に関する条例の一部改正について

奈良市副市長の退職手当の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市副市長の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良市副市長の退職手当の特例に関する条例（平成26年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成26年10月1日において」を「平成25年7月31日において市長の職にあった者の同日を含む任期中に」に、「の職にある者の同日」を「に選任された者の当該選任された日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市長の今任期中に副市長の職に選任された者の選任された日を含む任期に係る退職手当を支給しないこととしようとするものである。

奈良市共同浴場条例の一部改正について

奈良市共同浴場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例

奈良市共同浴場条例（昭和 3 9 年奈良市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表奈良市西之阪共同浴場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

西之阪共同浴場の廃止に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市第 4 次総合計画後期基本計画について

奈良市第 4 次総合計画後期基本計画を次のとおり定めたいので、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成 22 年奈良市条例第 20 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 12 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市第 4 次総合計画後期基本計画（別冊）

財産の取得について

あやめ池小学校校舎改築事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 物品の表示

名 称	種 類 ・ 数 量
給食用厨房機器	別紙のとおり

2 契約金額 32,378,400円

3 契約の相手方

モリモト

代表者 森本 佑樹

物 品 種 類		数量
検収台	1200×600×850	1
一槽シンク	750×750×850	1
冷凍庫	HF-90ZT3-ML	1
冷蔵庫	HR-90ZT-ML	1
検食用冷凍庫	HF-63CZT-KS	1
デジタル台秤	DP-6700K	1
シェルフ	NL-1820-PH1900-4	1
ピーラー	P-48D	1
ピーラーシンク	600×600×600	1
パススルー戸棚	1200×600×1800	1
スタッキングカート	STK-500	2
シェルフ	NL-1220-PH1900-4	1
三槽水切りシンク	3150×900×850	1
三槽シンク	2400×900×850	1
器具保管庫	EWK-1504N	1
一槽シンク	900×900×850	1
包丁まな板殺菌庫	EC-155特	1
ドラフト洗米器	RWO-28	1
パススルー冷蔵庫	HR-120CZ3-4G4G	1
移動シンク	750×900×850	1
移動台	900×750×850	1
低輻射回転釜	GHSX-32AL	2
低輻射回転釜	GHSX-35AL	1
移動台	900×750×850	1
立体炊飯器	RMG-153R	3
ガステーブル	MGTXS-096	1
低輻射フライヤー回転釜	HF2-140	1
移動シンク	750×900×850	3
三槽シンク	2400×900×850	1
野菜調理器	VC-4	1

物 品 種 類		数量
野菜調理器置き台(移動台)	1200×750×850	1
移動台	1200×750×850	1
移動台	900×750×850	2
器具消毒保管器	EMK-1004N	1
真空冷却器	AVS-35B	1
移動台	1200×750×850	1
移動台	900×750×850	1
スタッキングカート	STK-1200	3
器具保管庫	EWK-1504N	1
包丁まな板殺菌庫	EC-155特	1
釜洗い用シンク	900×750×850	1
冷凍庫	HF-120Z3-ML	1
食器食缶洗浄機	EOD-M13A4A-R	1
水切り台	1200×900×850	1
水切り台	1200×900×850	1
移動シンク	750×900×850	3
三槽シンク	2400×900×850	1
移動台	900×750×850	1
移動台	900×750×850	1
食器・食缶消毒保管庫	EW-2004N-W	1
食器消毒保管庫	EW-1504N-W	1
食器消毒保管庫	EW-3004N-W	1
移動シェルフ	1217×610×1900	1
牛乳冷蔵庫	MR-120X3	1
トレイ用移動台	MWGC-F6	2
パススルー冷蔵庫	HR-120CZ3-4G4G	1
パンラック	1300×800×1500	2

生駒市道路線認定に伴う承諾について

次の生駒市道路線認定につき承諾いたしたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
第 8 条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 12 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

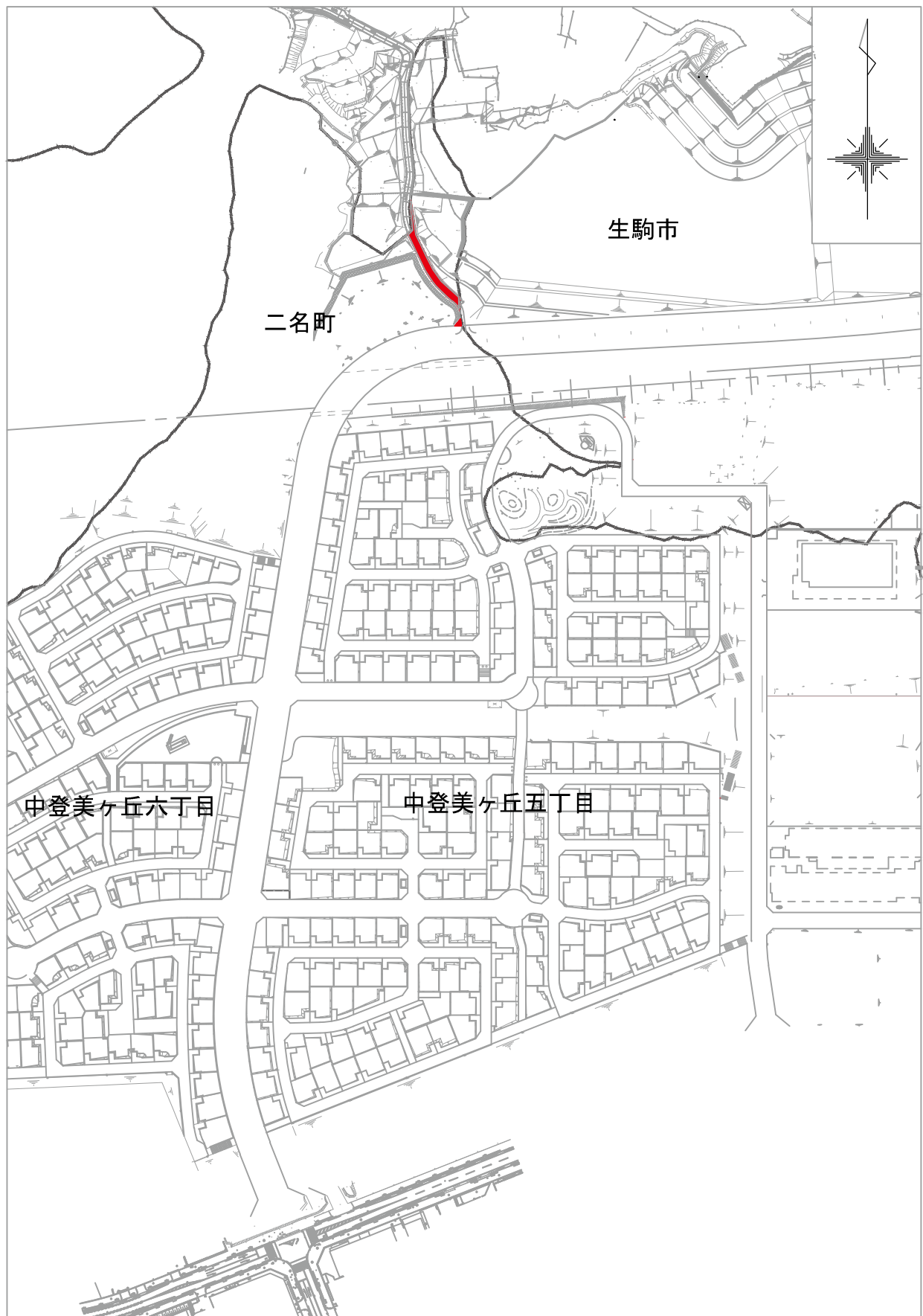
路 線 名 鹿畑中利谷線支線 1 号

起 終 点 起 点 生駒市鹿畑町 2 4 4 7 番 1 地先
終 点 生駒市鹿畑町 3 0 7 4 番地先
延 長 2 5 5 . 4 m
幅 員 4 . 0 ～ 6 . 4 m

奈良市域の区域 延 長 1 1 9 . 7 m
幅 員 0 m ～ 4 . 0 m
面 積 2 5 0 . 6 7 m²
筆 数 3 筆
奈良市中登美ヶ丘五丁目 2 0 3 番
奈良市中登美ヶ丘五丁目 2 0 4 番
奈良市二名町 4 5 0 0 番 2 9 の一部

鹿畑中利谷線支線 1 号

承諾しようとする路線



奈良市議案第 75 号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止しようとする。

平成 27 年 6 月 12 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	西部第 3号線	奈良市北登美ヶ丘二丁目 1400番355地先から	奈良市北登美ヶ丘二丁目 1732番地先まで	L = 97.4 W = 2.7~4.8

① 西部第3号線

○→
廃止しようとする路線



奈良市議案第 7 6 号

市道路線の認定について

次の路線を本市の市道路線に認定しようとする。

平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	西部第 3号線	北登美ヶ丘一丁目 1400番497地先から	生駒市鹿畑町 3014番地先まで	L = 163.2 W = 4.0 ~ 6.0
2	西部第1376号線	北登美ヶ丘二丁目 2097番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2019番地先まで	L = 31.0 W = 6.0
3	西部第1377号線	北登美ヶ丘二丁目 2085番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2090番地先まで	L = 39.0 W = 6.0
4	西部第1378号線	北登美ヶ丘二丁目 2084番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2065番地先まで	L = 282.0 W = 6.0 ~ 8.5
5	西部第1379号線	北登美ヶ丘二丁目 2064番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2027番地先まで	L = 86.0 W = 6.0
6	西部第1380号線	北登美ヶ丘二丁目 2090番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2076番地先まで	L = 30.0 W = 6.0
7	西部第1381号線	北登美ヶ丘二丁目 2065番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2054番地先まで	L = 88.0 W = 6.0
8	西部第1382号線	北登美ヶ丘二丁目 2017番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2028番地先まで	L = 32.0 W = 4.0
9	西部第1383号線	中登美ヶ丘六丁目 114番地先から	中登美ヶ丘六丁目 498番地先まで	L = 740.0 W = 6.0 ~ 11.0
10	西部第1384号線	中登美ヶ丘六丁目 459番地先から	中登美ヶ丘六丁目 362番地先まで	L = 330.0 W = 6.0
11	西部第1385号線	北登美ヶ丘二丁目 2066番地先から	北登美ヶ丘二丁目 2014番地先まで	L = 181.0 W = 6.0
12	西部第1386号線	中登美ヶ丘六丁目 361番地先から	中登美ヶ丘六丁目 367番地先まで	L = 68.4 W = 6.0 ~ 15.5
13	西部第1387号線	中登美ヶ丘六丁目 367番地先から	中登美ヶ丘六丁目 368番地先まで	L = 20.0 W = 4.0
14	西部第1388号線	中登美ヶ丘六丁目 498番地先から	中登美ヶ丘六丁目 403番地先まで	L = 359.8 W = 6.0
15	西部第1389号線	中登美ヶ丘六丁目 420番地先から	中登美ヶ丘六丁目 415番地先まで	L = 39.6 W = 4.0 ~ 14.0
16	西部第1390号線	中登美ヶ丘六丁目 409番地先から	中登美ヶ丘六丁目 415番地先まで	L = 31.0 W = 6.0 ~ 8.0
17	西部第1391号線	中登美ヶ丘六丁目 413番地先から	中登美ヶ丘六丁目 397番地先まで	L = 70.2 W = 6.0
18	西部第1392号線	中登美ヶ丘六丁目 409番地先から	中登美ヶ丘六丁目 473番地先まで	L = 12.8 W = 6.0
19	西部第1393号線	中登美ヶ丘六丁目 390番地先から	中登美ヶ丘六丁目 391番地先まで	L = 9.8 W = 6.0
20	西部第1394号線	中登美ヶ丘六丁目 383番地先から	中登美ヶ丘六丁目 382番地先まで	L = 13.0 W = 5.5

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
21	西部第1395号線	中登美ヶ丘六丁目 350番地先から	中登美ヶ丘六丁目 104番地先まで	L = 128.6 W = 20.0
22	西部第1396号線	中登美ヶ丘六丁目 103番地先から	中登美ヶ丘六丁目 101番地先まで	L = 126.0 W = 9.0
23	西部第1397号線	中登美ヶ丘六丁目 216番地先から	中登美ヶ丘六丁目 179番地先まで	L = 400.3 W = 6.0
24	西部第1398号線	中登美ヶ丘六丁目 201番地先から	中登美ヶ丘六丁目 191番地先まで	L = 58.4 W = 6.0 ~ 11.0
25	西部第1399号線	中登美ヶ丘六丁目 204番地先から	中登美ヶ丘六丁目 193番地先まで	L = 32.8 W = 4.0 ~ 5.0
26	西部第1400号線	中登美ヶ丘六丁目 312番地先から	中登美ヶ丘六丁目 170番地先まで	L = 252.6 W = 6.0 ~ 10.0
27	西部第1401号線	中登美ヶ丘六丁目 313番地先から	中登美ヶ丘六丁目 244番地先まで	L = 319.0 W = 6.0
28	西部第1402号線	中登美ヶ丘六丁目 246番地先から	中登美ヶ丘六丁目 234番地先まで	L = 22.8 W = 4.0
29	西部第1403号線	中登美ヶ丘六丁目 240番地先から	中登美ヶ丘六丁目 246番地先まで	L = 35.6 W = 6.0 ~ 8.0
30	西部第1404号線	中登美ヶ丘六丁目 291番地先から	中登美ヶ丘六丁目 205番地先まで	L = 84.0 W = 6.0
31	西部第1405号線	中登美ヶ丘六丁目 167番地先から	中登美ヶ丘六丁目 166番地先まで	L = 51.8 W = 4.0
32	西部第1406号線	中登美ヶ丘六丁目 166番地先から	中登美ヶ丘六丁目 115番地先まで	L = 39.8 W = 6.0
33	西部第1407号線	中登美ヶ丘六丁目 160番地先から	中登美ヶ丘六丁目 292番地先まで	L = 380.0 W = 6.0
34	西部第1408号線	中登美ヶ丘六丁目 160番地先から	中登美ヶ丘六丁目 136番地先まで	L = 97.0 W = 6.0
35	西部第1409号線	中登美ヶ丘六丁目 119番地先から	中登美ヶ丘六丁目 118番地先まで	L = 15.0 W = 4.0
36	西部第1410号線	中登美ヶ丘五丁目 151番地先から	中登美ヶ丘五丁目 175番地先まで	L = 376.0 W = 6.0
37	西部第1411号線	中登美ヶ丘五丁目 191番地先から	中登美ヶ丘五丁目 168番地先まで	L = 116.4 W = 6.0
38	西部第1412号線	中登美ヶ丘五丁目 206番地先から	中登美ヶ丘五丁目 167番地先まで	L = 15.4 W = 4.0
39	西部第1413号線	中登美ヶ丘五丁目 163番地先から	中登美ヶ丘五丁目 162番地先まで	L = 15.0 W = 4.0
40	西部第1414号線	中登美ヶ丘五丁目 238番地先から	中登美ヶ丘五丁目 147番地先まで	L = 33.8 W = 6.0

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
41	西部第1415号線	中登美ヶ丘五丁目 231番地先から	中登美ヶ丘五丁目 142番地先まで	L = 411.2 W = 6.0 ~ 10.0
42	西部第1416号線	中登美ヶ丘五丁目 146番地先から	中登美ヶ丘五丁目 126番地先まで	L = 96.8 W = 6.0
43	西部第1417号線	中登美ヶ丘五丁目 131番地先から	中登美ヶ丘五丁目 156番地先まで	L = 54.2 W = 6.0
44	西部第1418号線	中登美ヶ丘五丁目 152番地先から	中登美ヶ丘五丁目 125番地先まで	L = 8.2 W = 6.0
45	西部第1419号線	中登美ヶ丘五丁目 78番地先から	中登美ヶ丘五丁目 96番地先まで	L = 316.0 W = 6.0
46	西部第1420号線	中登美ヶ丘五丁目 97番地先から	中登美ヶ丘五丁目 101番地先まで	L = 32.5 W = 4.0
47	西部第1421号線	中登美ヶ丘五丁目 115番地先から	中登美ヶ丘五丁目 272番地先まで	L = 65.0 W = 6.0
48	西部第1422号線	中登美ヶ丘五丁目 45番地先から	中登美ヶ丘五丁目 59番地先まで	L = 305.0 W = 6.0
49	西部第1423号線	中登美ヶ丘五丁目 69番地先から	中登美ヶ丘五丁目 60番地先まで	L = 32.5 W = 8.0
50	西部第1424号線	中登美ヶ丘五丁目 68番地先から	中登美ヶ丘五丁目 61番地先まで	L = 25.0 W = 6.0 ~ 8.0
51	西部第1425号線	中登美ヶ丘五丁目 67番地先から	中登美ヶ丘五丁目 294番地先まで	L = 224.0 W = 6.0 ~ 10.0
52	西部第1426号線	中登美ヶ丘五丁目 39番地先から	中登美ヶ丘五丁目 40番地先まで	L = 11.4 W = 4.0
53	西部第1427号線	中登美ヶ丘五丁目 43番地先から	中登美ヶ丘五丁目 299番地先まで	L = 26.9 W = 6.0
54	西部第1428号線	中登美ヶ丘五丁目 22番地先から	中登美ヶ丘五丁目 36番地先まで	L = 265.0 W = 6.0
55	西部第1429号線	中登美ヶ丘五丁目 26番地先から	中登美ヶ丘五丁目 35番地先まで	L = 38.3 W = 6.0 ~ 14.0
56	西部第1430号線	中登美ヶ丘五丁目 25番地先から	中登美ヶ丘五丁目 27番地先まで	L = 23.8 W = 8.0
57	西部第1431号線	中登美ヶ丘五丁目 13番地先から	中登美ヶ丘五丁目 313番地先まで	L = 50.0 W = 6.0 ~ 8.4
58	西部第1432号線	中登美ヶ丘五丁目 11番地先から	中登美ヶ丘五丁目 10番地先まで	L = 16.6 W = 4.0
59	西部第1433号線	中登美ヶ丘六丁目 156番地先から	中登美ヶ丘六丁目 142番地先まで	L = 31.0 W = 4.0
60	西部第1434号線	中登美ヶ丘六丁目 261番地先から	中登美ヶ丘六丁目 114番地先まで	L = 16.2 W = 4.0

- ① 西部第3号線 ② 西部第1376号線 ③ 西部第1377号線
 ④ 西部第1378号線 ⑤ 西部第1379号線 ⑥ 西部第1380号線
 ⑦ 西部第1381号線 ⑧ 西部第1382号線 ⑪ 西部第1385号線

○ → 認定しようとする路線

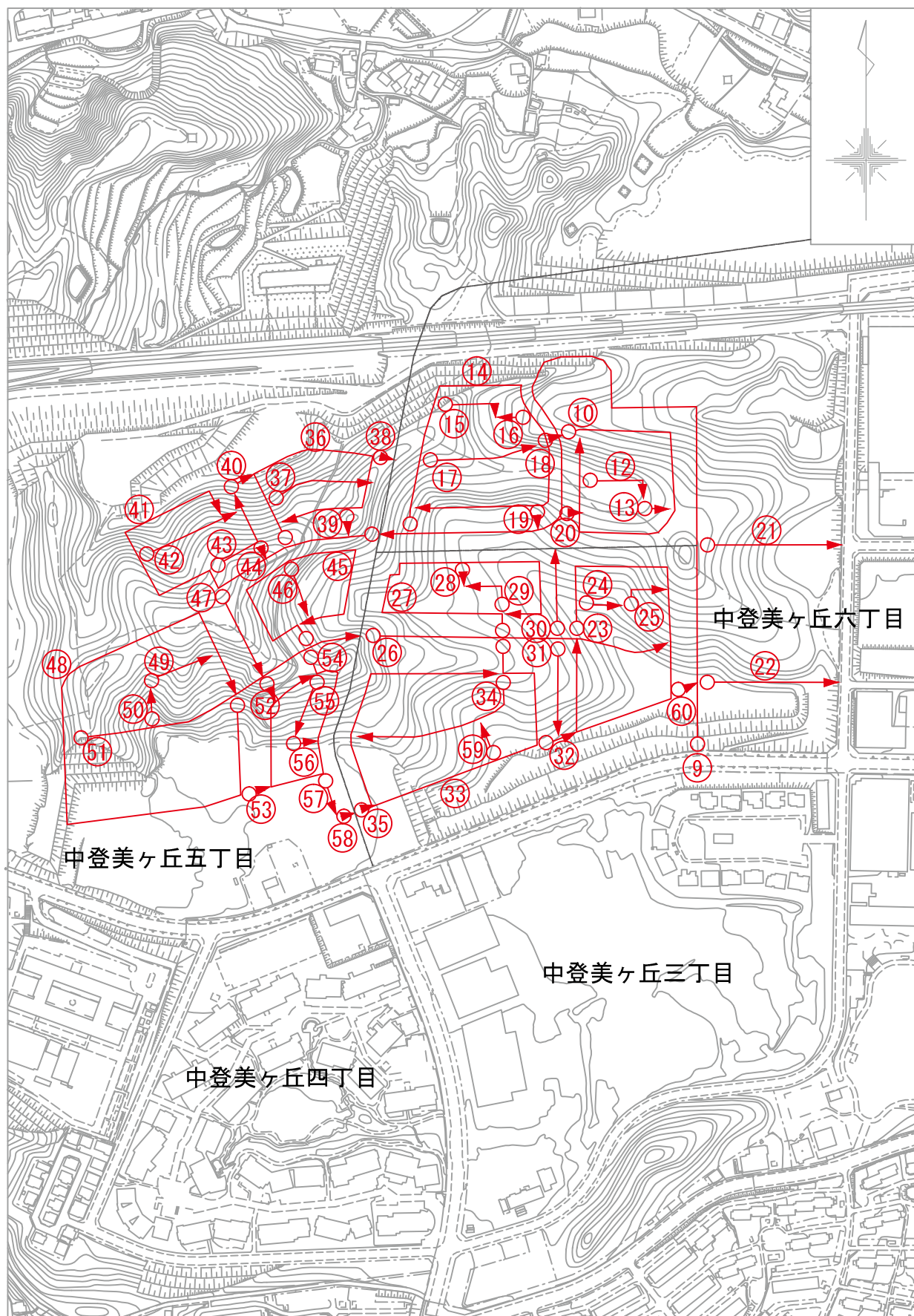


⑨ 西部第1383号線 ⑩ 西部第1384号線

⑫ 西部第1386号線～西部第1434号線

⑥⑩

○ → 認定しようとする路線



副市長の選任について

副市長として、次の者を選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

平成27年6月12日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所



氏 名

むか 向 い 井 まさ 政 ひこ 彦



履 歴 書

氏 名 向 井 政 彦
生年月日 [Redacted]
現 住 所 [Redacted]

学 歴
[Redacted] [Redacted]

職 歴
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]